

平成22年太宰府市議会第2回(6月)定例会

総務文教常任委員会会議録

平成22年6月8日(火)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成22年太宰府市議会第2回定例会 総務文教常任委員会〕

平成22年6月8日
午前10時00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第36号 太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について
日程第2 議案第37号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第38号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第39号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第40号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第41号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第42号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第43号 太宰府市運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第44号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第45号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第46号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第47号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第48号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
日程第7 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	小 柳 道 枝 議員
委員	武 藤 哲 志 議員	委員	佐 伯 修 議員
〃	門 田 直 樹 議員	〃	渡 邊 美 穂 議員
〃	長 谷 川 公 成 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	木村甚治	協働のまち推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	和田有司	教育部長	山田純裕
議会事務局長	田中利雄	会計管理者	宮原勝美
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
管財課長	辻友治	協働のまち推進課長	諫山博美
税務課長	久保山元信	納税課長	高柳光
教務課長	木村裕子	学校教育課長	小嶋禎二
生涯学習課長	古川芳文	中央公民館長兼市民図書館長	吉村多美江
文化財課長	井上均	会計課長	齋藤正信
監査委員事務局長	関啓子	議事課長	櫻井三郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 茂田和紀

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） おはようございます。

これより総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配布しているとおりです。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第36号 太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」説明させていただきます。

議案書の22ページから25ページ、及び条例改正新旧対照表の14ページから17ページでございます。別に、お手元に配布しております「表彰条例の全部改正 6月議会説明用資料」でご説明をしたいと思いますので、ごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、表彰の種類及び基準等を見直したことから全部改正を行うものがございます。

主な改正点でございますが、第2条、表彰の種類におきまして、功労表彰、善行表彰及び特別表彰であったものを、市政功労表彰、市民表彰、善行表彰及び市長特別表彰といたしたものでございます。従来、善行表彰であったものを市民表彰及び善行表彰としまして、市民表彰の種類を市民功労賞、市民活動賞、市民文化賞及び市民スポーツ賞に、善行表彰の種類を市民善行賞及びふるさと太宰府賞といたしました。

次に、第3条、市政功労表彰でございますが、従来、功労表彰の対象でありました消防団の団長または副団長として10年以上在職した者を、市民表彰の市民功労賞の対象といたしました。また、行政区長を削除いたしております。次に市民功労賞の新規の部分でございますが、規則におきまして、ちょうど網かけの部分でございます、「（1）区自治会の会長8年以上」とし、当分の間区長としての任期を通算することといたしております。次に「（2）市の附属機関等の委員10年以上」及び「（3）人権擁護委員、行政相談委員、体育指導委員、消費生活相談委員10年以上」と新たに明記をいたしました。市民活動賞以下の表彰の対象年数につきましては、個人10年、団体15年以上のまま変更はございません。

また、推薦につきましても、今までと同様に市内の各種団体から推薦をいただくことにしております。

附則において、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 条例改正新旧対照表の14ページ、このふるさと太宰府賞というのは、大体対象者はどんな状況になるのかなというのが1点あるんですが。まずこれから。ふるさと太宰府賞、大変な寄附を受けたとか、そういうふうになるのか。その辺をちょっと1点説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） ふるさと太宰府賞でございます。表彰事由としましては、寄附をしていただいたということでございます。内容的には、本人の利益を目的とせず、本市に100万円以上の金品の寄附をした行為ということで、現在の表彰の部分と変更はございません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、ある一定叙勲を受けられた方がおられますよね。昔は勲何等からあったんですが、今はそういうのはありませんが。そういう国の叙勲を受けた方と、こういう表彰がだぶる場合というのはどちらを優先するのか。

いろいろな形で新聞を見ておまして高齢者叙勲というのがあるんですが、長い間という状況とありますが、だぶって表彰はしないということになるのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 叙勲につきましては国のほうの制度でございます。そういったことから、市のほうは市の制度として、この市政功労表彰なりを規定しているものですから、現実的にはだぶることになってこようかと思えます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私いつも思うんだけどね、こういう表彰条例というのはわかるんだけど、あなた方が職員に採用されて40年近く勤務をされるわけですけど、本当に大変な状況、納税課ではあれだけ文句も言われ、市民課でも大きな声を出され、建設産業課にしてもどこの課でも本当に苦労しながら悩みながらやるんだけど、今までの退職者が表彰されたというのはいないんですよ。公務員は一切表彰というか、また、太宰府市の職員を40年したからといって、例えば叙勲の対象というか、国の表彰の規定、叙勲を受けたというのも聞いたことがない。だから、ある一定内規で感謝状とかね、そういうものは出せるのかどうか。やはり、命ずる、免ずると二通りありますが、当然3月31日とか4月1日に市長から、あなた方は命ずるとされた。ところがある一定、議会事務局長とか議会事務局は議長から命ずる、それから免ずる。監査委員会についても同じですけど、教育委員会もそうですが、とりあえず退職者に対する、ある一定の長年の地方行政に対する、功績に対するね、やはり内規で、免ずる時に感謝状というか、こういうものは出せる

のか出せないのか。規制はないと思うんだけどね、ある一定公務員としての長年の功績に対する感謝状は出せるのか出せないのか。この辺がちょっと1点わからないんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 職員の退職時等につきましては、その時点で永年勤続じゃありませんけども、そういった年数勤続されたということでの表彰をいたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、何年を基準に表彰しているんですか。

（発言する者多数あり）

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） ちょっとはっきりした年数は覚えておりませんが、20年とか35年、40年、そういった部分での表彰であったかと思えます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 互助会を見ますと、勤続年数に対するある一定の支出が出されているのはわかりますが、退職時に皆さんの前でね、やはり長年の自治体公務員としての職務を離れる時に、免ずると同時にそういう、長年にわたり地方行政の業務をしたという形で、あわせて退職時に感謝状を贈呈するような方法は考えられないかということなんですね。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 現実的に、退職の辞令交付式がございますが、その時に長く勤続された部分で表彰を行っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 表彰状を出しているんですか。

（総務課長「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 何点かお聞かせください。

まず、区自治会の会長8年以上の、この8年というのはどこからきたのか、というのが一つ。通常、自治会長は一期2年の三期までというのが確か多かったんじゃないかなと思うので。なら、もう一期するという人が・・・まあ、まさか出ないとは思いますが、そういうところの8年のあれですね。

それから、市民活動、市民文化、市民スポーツ等は年数書いてないんですけど、おおむね大体どれぐらいなのか。で、市民活動賞の消防防災だ、地域安全等は校区協議会とか、あるいは各自治会でもそれぞれ専門の部会とか持っているわけですね。その辺の自治会との、あるいは校区協議会とかの関係ですね、区から、区というか自治会からそういうのは挙げていくのか。同様に、市民文化賞とか市民スポーツ賞は文化協会とか、あるいは市の体育協会なんかに、何という

か、諮問というか、何か働きかけ、そこから挙がるのかとか、その辺のところをお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） まず最初に、区自治会の会長8年以上ということでございます。現実的にそれぞれの自治会での会長の任期は確か2年が一期だと思います。従来、行政区長12年以上というふうな形で元々規定していたことがございます。現実的にそこまで長くというのはされないだろうというふうなことで、今回につきましては区自治会の会長8年以上というふうなことで規定をしたものでございます。

それから、市民活動賞とか市民文化賞とかの関係でございます。それにつきましても、従来どおりの個人10年、団体15年ということで予定をしております。

それから最後に、推薦の団体の関係でございます。今までも区自治会なり体育協会、文化協会というふうなことで推薦をいただいておりますので、今後も同様の形でいきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 済みません、今の市民活動賞なんですけど、この中に7項目挙がっているんですけど、これはあくまでも推薦する、されるのは会長さんのみなんですか。中で活動なさっている方もいらっしゃると思うんですけど、その辺の推薦の、何ていうんですか、枠っていうんですか、その辺を教えてください。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 市民活動の部分でございますが、今までも同様でしたけども、団体の会員としての活動にあっては15年以上の期間ということで、在職中の者を除くというふうなことで、実際に団体を退かれた段階で15年経っていれば表彰の対象になりますということで規定をいたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 昭和53年にこの条例をつくって論議した経過は覚えておりますが、まず今度の第2条ですね、それから第3条、それで市長特別表彰と、こうあるんですが、オリンピックで太宰府でこの前も大変大きな成果を上げた方についても表彰をしていくわけですが、今年予算を見ますと表彰記念品が26万1,000円。この昭和53年当時、3階の大会議室である一定の表彰式をやり、レセプション的なものをやっていた経過があるんですが、この記念品が徐々にこう変わってきた経過があるんですね。皆さん覚えているかわかりませんが、昭和53年当時は功勞表彰記念バッジというのを贈った経過があるんですよ。誰か覚えている方おられますか。議員バッジの中に、早く言えば議員とは違って太宰府の市の部分が入った物、台座の付いた。で、こういう記念バッジを贈ったとかですね、功勞表彰者に。だからそういう、既に記念品変わったきたという経過があるんですが、こういう記念品を今後は市政功勞表彰の①として、それから②の市民表

彰、それから市長特別表彰、こういう状況の中で、記念品はどうするのか。以前はレセプションしていたのも、今記念写真だけになっているような感じもするんですけど、この昭和53年からいろいろ経過があっけてはいますが、今度は表彰状だけなのか、ある一定何か、記念品はどういうものを出すのか、この辺がわからない。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 表彰の時の記念品でございますが、現在も表彰の盾という形で、それに表彰の内容を記載しましてお渡しをいたしております。今後につきましても同様な形で、表彰盾ということでお渡ししようかということを考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 私ちょっと1点おたずねしたいんですが、さっきふるさと太宰府賞ということで、100万円以上の寄附という形ですけど、年間で1回でぽんと出すのか、それとも、毎年今日の出水道機器株式会社さんが図書館に30万円単位ぐらい寄附されていると思うんですが、それが一定期間、一定金額になった段階であるのか、その辺はどうなっているんですかね。

総務課長。

○総務課長（大藪勝一） これにつきましては、基本的には1年の中での100万円ということで考えております。

○委員長（清水章一委員） 日の出さんは相当、毎年寄附されてきていると思うんですけど、何年ぐらいですかね。

（中央公民館長兼市民図書館長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 日の出水道におきましては、今年も30万円の図書購入費の寄附をいただいておりますが、5月31日に日の出水道さんから寄附をいただいております。

過去2回ほど、平成6年から始まっておりますので、過去2回ほど善行表彰は受賞されているということですので、またしかるべき時期が参りましたら、またその時に適用するような表彰も考えております。

○委員長（清水章一委員） はい。

ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 今表彰の規定の条例の説明がありましたけど、この表彰規定というか、それに達しているのに辞退される場合があると思うんですよね。その辺の処置というか、対応というか。まあ、辞退されたら知らないということじゃなくて、何か市としての報告なり対応はどのように考えているのか、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 表彰を辞退された場合ということでございます。現実的にはいろんな団体から推薦をいただくことしております。その段階で推薦自体をお断りされたというふうなことであれば、現実的には事務局のほうで見えないところがございます、一つはですね。ですから、現実的に推薦をいただく場合は、受賞をされるということが前提での推薦になってこようかと思っておりますので、今までの経過の部分で推薦された方で辞退というのは、ちょっと私も聞いたことがございません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 新旧対照表15ページの「地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員として12年以上在職した者」というのは相当長いというような感じがするんですが、なかなかその12年間も委員を務めていただくという方が、農業委員で三期というのは大体落ちているかも知れませんが、教育委員で12年というのもちょっとまれだと思うんですね。国民健康保険運営審議会とかいろいろあるんですけど、こういう附属機関の委員が12年というのは少し長いんじゃないかというような感じがするんですが。ほかは、こう見ますと12年、8年、それ以外は・・・（聴取不能）・・・というのはあるんですけど、これだけ12年とし根拠というのは何かあるんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 行政委員会の委員さんの12年ということでございますが、これにつきましては行政委員会、例えば選挙管理委員会の委員さんとか、教育委員さんというふうなことになるかと思っております。それにつきましても、今までの功労の部分で見ていただきますと、それぞれ議員さんとかいう部分も12年以上というふうなことがございます。そういった意味から、功労表彰ということでございますので、12年というふうなことで規定をさせていただいているところで

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第36号を採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2から日程第4 一括議題

○委員長（清水章一委員） お諮りします。

日程第2、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第4、議案第39号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これらについて、執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第38号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第39号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、関連がございますのであわせて説明をさせていただきたいと思っております。

議案書でいきますと26ページから37ページ、及び条例改正新旧対照表の18ページから34ページでございます。別にお手元に配布いたしております「育児休業等に関する条例・勤務時間、休暇等に関する条例・給与に関する条例の一部改正 ※6月議会説明用資料」、A4判でございますが、それでご説明をしたいと思いますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことから、一部改正を行うものでございます。

主な改正点でございますが、1点目といたしまして、「育児休業等」の「育児休業」、子を養育するために認められる休業で3歳に達するまでの期間、及び「部分休業」としまして、子を養育するために認められる一日2時間以内の休業で、小学校就学始期に達するまでの期間につきまして、改正前でございますが、職員の配偶者が専業主婦（夫）である場合などは取得できなかったものが、職員の配偶者の就業の有無や、育児休業の取得の有無にかかわらず取得できることとなったものでございます。

2点目といたしまして、「育児短時間勤務」ということで、子を養育するために認められる短時間勤務で、小学校就学始期に達するまでの期間につきまして今回新たに導入されるもので、4つの勤務形態から選択をされるというものでございます。

3点目といたしまして、「時間外勤務の制限」ということで、小学校就学始期に達するまでの子を養育する場合、月、年当たりの時間外勤務の時間数に制限がありましたが、3歳未満につきましては当該職員の業務を処理するため措置を講ずることが著しく困難な場合以外は、本人の請

求によりまして時間外勤務を免除することになるものでございます。

施行としましては、6月30日ということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これより一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑が明確にして発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今までの改正前の実績があると思うんですね。改正前の実績、男であろうと女であろうと育児休業を取れたということですが、改正前の実績と改正後の予定関係が、見通しが立つかどうかという。こういう、6月30日から実施をされる内容が1点ですね。

それから、この改正後に、どの範囲までが何割かの給与が出るのかどうか。

その後は、職員の中で3歳に達するまでは一切出ないで、逆に短期、長期の保険料ですね、当然、地方公務員の場合は短期と長期の共済、これが個人負担になると思うんですが、何年、どのくらい経てば、健康保険料が短期、長期が共済年金、この部分の、当然給与に基づいて個人負担をしなければならないと思うんですが、これはどの月からとか、1年後とかですね、6カ月後とかあると思うんですが、それを説明いただきたい。

それから、当然・・・

○委員長（清水章一委員） 武藤委員、いいですか。議案の何号、全体ですね。

○委員（武藤哲志委員） 全体です、この中に全部入ってますので。

それから、問題は、以前出勤簿を監査で全部見ました。当然あなた方が出勤簿の管理者なんです、今総務課長から説明があったように、時間単位で取っても職免扱いになるというふうな受け止め方をしたんですが、育児休業の関係とか小学校就学前とか、勤務をしながら育児休業が取れるのかどうかですね。今日はどうしても子どもの部分があるからという形で、育児休業とかそういう病気の関係とかあるんだけど、これが勤務をしながら職免扱いになるのかどうか、この辺がちょっとわからない。全く休んで職免扱いになるのか、勤務をしながら職免扱いになるのか、この辺がちょっと私、今の説明でわからなかったんですが、もう少しわかりやすく説明いただきたい。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） まず最初に実績の部分でございますが、平成21年度、昨年度でいきますと育児休業の関係、育児休暇を取っている者が8名おります。で、産前産後の関係もありますが、産前産後でいきますと5名の職員が取られております。

（武藤哲志委員「そのうち男性は」と呼ぶ）

○総務課長（大藪勝一） 男性がですね、育児休暇の部分でお二人取得をされております。

それから、今後という部分でございますが、現実的には今までと同様の形で、大体年間にです

ね、5名から8名ぐらいという形で、今後も、まあ若い女性の職員を採用していることもありまして、継続して進んでいくのかなということでは考えております。

それから給与の関係でございます。先ほどちょっとご説明しました育児短時間勤務というのがございます。新たに4つの勤務形態から本人が選んでいただいて、勤務をしていただくというところでございます。それにつきましては、例えば一週間当たりの勤務時間が19時間35分というのが1つございます。それは月曜日から金曜日に一日3時間55分勤務をしていただくという部分です。それから23時間15分というのは、月曜から金曜のうちの三日間に、一日7時間45分、三日間働いていただくというふうなやつ。それと、あと24時間35分、月曜から金曜日に一日4時間55分勤務。それからもう1つは19時間25分ということで、月曜日から金曜日のうちの二日間に、一日7時間45分、一日に3時間55分勤務、そのような、要するに勤務時間を短くした形での勤務というふうなことになります。その部分につきましては、その時間数の関係で、本来週で言えば38時間45分ですか、その正規の部分に対する勤務の割合というふうな形で、給与については支給されるという計算になってまいります。

それから、実際の育児休業の流れ、給与等の流れの部分でございますが、産前産後休暇というのがございます。産まれる前の8週と、産まれた後の8週という部分でございます。それにつきましては通常通り給与がございまして、その後、育児休業というふうな形に移っていかうかと思いますが、それにつきましては、育児休業は給与はございませぬ。ただし、1歳になる前の日まで、共済組合がございまして、そちらのほうから育児休業の手当金というふうなことで、大体50%が支給されまして、1歳から3歳の前日までは、職員互助会がございまして、そちらのほうから育児援助金として平成22年度からは月4万円支給というふうな形になってまいります。

共済掛金の関係でございますが、掛金は産前産後の場合は給与から天引きをいたします。育児休業の時は共済掛金は免除ということですが、負担金等は通常通り払込みをいただいているという状況です。

それから・・・

(武藤哲志委員「ちょっと、それに関連する部分についていいですか、委員長」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 今総務課長から言われたように、共済組合だとか互助会ということで給付金を出すのが、これが地方自治法で問題になることはないんですね。法律上の根拠があって出せるということになるんですね。だから、今大変批判を受ける中で、公務員だけがそういう育児休業でも短期も長期も、そういう負担が今説明あったんですけど、法的根拠があって互助会から出せるとかね、共済組合から出すのが法的に認められていると。後から議会が、互助会に法的な支出を、予算を互助会予算として出していると。当然共済組合に対する負担金も議会は承認しているんだけど、そういう育児休業で、3年間も育児休業取っても、その間共済組合だとか互助会が負担することは法律上は何も問題はないというふうに受け止めていいのかどうか。この今条例審議の中で説明を受けてですよ。

ほかの部分について、私のこと言って申し訳ないんですが、私の妹が病気で今倒れて介護をしているんですが、毎月4万7,500円の短期、長期の、早く言えば社会保険料と厚生年金を毎月持って行っているんですね。だからそういう状況があるんですが、公務員だけは共済組合や互助会が全額、ある一定4万円も補助を出していただくというのは法律上に何の問題がないのかどうか。この辺も含めてちょっと説明いただけませんか。

(総務部長「委員長」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 今のご質問ですけれども、一つは共済組合、共済組合の給付金としての短期保険ですか、長期保険等の分が以前からの制度としてございました。共済組合については共済組合法のほうで、日本全国同じような形で定まっておりますので、その分はどこの市町村であろうと一緒にであろうと思っております。共済組合法の網がかかっております。

もう一つの、市の職員互助会の分が出ましたけれども、これはうち単独じゃなくて、もう一つ上部組織のほうの福岡県の福祉協会というところに加わっておりますですね、うち以外のところと同じようなもので福利厚生制度を持っておる分の、これは共済掛金とかではなくて援護金というんですか、そういうものが出ておるといってございまして、今武藤委員言われましたように共済組合掛金、長期、短期の補てんということではございません。だから金額は4万円という数字で、その福祉協会の中で、育児休業で補償がない、給与等の収入がない者に対する援護金という形で、これはもう予算がなければ出ませんという形の制度でございまして。そういうところで、今後そういう制度がずっと続けられるのかどうかという議論はですね、していかなきゃならないという制度だと考えておりますが、現時点では4万円という数字が、現時点では出せるという、福祉政策としての、四十、五十ぐらいの団体等で持つておる福祉協会の給付制度ということになっております。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 今問題になっているのが医師会の国民健康保険、それから九州電力の健康保険組合、これはですね、はっきり言ってかかった3割負担は全額あとで交付すると、そして国から補助金を受けているということで大変問題になって、補助金をカットするというのが大きな問題になっているんですね。だから、当然市が出した補助金、本人の掛金もある方はわかるんですが、ずっと育児休業取っている時に短期も長期もそういう状況で、共済組合からも出す、それから互助会も出すというのは、福岡県の特徴かも知れませんが、後から問題の起こらないような方法を取るとかないと、ちょっと私も問題があるかなというような感じがしてですね、ほかの市民とかいろんな部分はそういうのは一切ありませんからね。その辺で、説明だけは受けておきます。

あと、今のところ三年間にわたって育児休業取ってる職員がおります。そういう部分についても、それがずっと継続されているのかどうか。これはもう一年なのか二年なのか、三年なのかを、それから、もう一点説明、さっき質問した時間免除、今さっき言ったように1時間35分です

か、23時間とか24時間35分とか19時間25分とか、そういう場合の職免扱い、一週間の勤務の中で育児休業の場合は完全な職免ということになるのかどうかというのがちょっと分からなかったんですが。私の、あなたの、総務課長の説明の受け止め方が悪かったかどうかちょっとわかりませんが、今四項目の説明と、それから何年までが短期、長期の負担があるのかということも含めて、ちょっと説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 例えば三年間継続してというところでございますが、それにつきましてはそういった、3歳の前日までというふうなことでございまして、その部分が結果的には一人目のお子さん、二人目のお子さんというふうな形で継続していく部分だろうと思っております。

それから、二点目の四項目勤務選べるという部分でございますが、あれは育児短時間勤務ということで、小学校の就学始期に達するまでの期間でございますが、子を養育するために認められる短時間勤務ということですから、例えば4時間勤務しますよということであれば前段の部分もう、フリーと言いますか、そういった形になります。例えば、お子さんが病気になったとかいうふうなことで看護休暇というふうなことで、特別休暇の部分ですが、そういった意味での取得をされる部分は別にはございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あなた方の出勤簿を見ておって、年休の消化をしないんですね。せっかく年間の年休が法律で規定されている、ところが出勤簿をずっと目を通してみるとね、なかなか年休を取得していない。仕事がたまと。だからそれはどうしても、まあ職責、あなた方が責任の重要さを感じて年休を取らないというのがあるんですが、逆に今度はこういう部分で公務員で、競争して公務員になり、こういう制度が出てきたときに、当然仕事がたくさんたまってくる。そうすると、こういう制度が充実されることはいいことなんですが、これに対応する職員の補充だとかね、臨時職員を雇用して仕事をしてもらわないことには、仕事はどんどんたまっていくわけですが、この対応はどうしているんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 例えば育児休業をされた場面で言いますと、直接的には臨時職員の雇用という部分もございまして。中にはなかなか臨時職員では対応できないというふうなことで、職員の中でカバーするというふうな部分もございまして。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

まず、議案第37号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時44分〉

○委員長(清水章一委員) 次に、議案第38号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時44分〉

○委員長(清水章一委員) 次に、議案第39号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第40号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長(清水章一委員) 日程第5、議案第40号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(大藪勝一) 議案第40号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

議案書の38ページから39ページ、及び条例改正新旧対照表の35ページを参考にござんたいと思います。

今回の改正につきましては、労働基準法が改正されましたことにより、職員が給与を受けなが

ら職員団体のための活動ができる期間として時間外勤務代休時間を追加するものと、引用条項を整理するために一部改正を行うものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行するというようにいたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう少しその、わかりやすく説明をいただきたいのは、大変この一、二年ヤミ専従問題とかですね、当然組合が賃金の問題だとかいろんな身分の問題含めて、三役交渉、職員組合の部分もあるわけですが、職員団体のためのというのは組合のことを指しているのかですね。行為の制限の特例ということで、時間外勤務代休時間というか、その休日、休暇等に関する条例第10条を、第9条に規定する休日という、当然太宰府市の職員の権利をやっぱり行使する権利があるんですが、この辺がちょっと、ぼっとう条例を、第10条を第9条にとというのが内容的にも私もわからないんですが、職員の方々が当然人権問題があったりですね、以前は給与の120までとかありませんでしたが、当然勤務しておれば給与の改定問題とか、そういう問題が出てくるんですが、このただ第10条から第9条、この職員組合の問題なのか、職員がどのような、この改正によって不利益になるのか利益になるのかがわからないと。ちょっとその辺、もう少し説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 今の第10条を第9条にという部分でございますが、これにつきましては以前職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条を引用していた部分が、引用先の休暇等に関する条例のほうが改正されていた部分で、この今回改正をいたしております職員の行為の制限の特例に関する条例の部分の引用にずれが出てきたという部分での、条項の整理でございます。

職員団体ということでございますが、現実的には職員組合の関係でございます。今まで職員の行為の制限の特例という部分ですから、この時間については利用していただいていたんですよという部分ですから、それに新たに付け加えて時間外勤務代休時間についてもあわせて付け加えるということで、結果的には有利になるといいますか、そういった部分になってまいります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 市長さん、当然職員組合が市長、それから副市長、教育長と話し合いをさせてもらいたいと、こういう職員組合の要求がありますよという場合について、その時間内に行政が認めれば、当然業務をしなければいけないけど、それは認めません、それは認めるというのが二通りあると思うんですね。だから時間が、いつもこう見ましたら、夕方5時以降に職員の方と三役との交渉とか総務部長交渉とかというのはやってるんですが、勤務時間は認めない、時間

外を認める。そのかわり、時間外勤務の代休時間とか、その組合と市の部分の交渉が、これは勤務としてみるのか。これを見るとですね、時間外勤務代休時間となっている。だから、休暇等に関するということで、そこが職員の方が当然自分たちの権利として総務部長から市長、副市長との話し合いを時間外として認めるというのか。その辺がちょっと、この内容から条文みると解釈上が難しいんですよ。

(総務部長「委員長」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) ちょっと説明が不足しておりました。

まず最初の質問でございますが、この時間外勤務代休時間というものの条文挿入と、第10条を第9条にするという条項のずれを修正したものの、第10条を第9条というのは相手先の条項が変わったということでございます。

この改正案の中の、時間外勤務代休時間というのが新しい文言でございますが、今まで時間外勤務というのはずっと時間外勤務命令した分が時間外として、手当としてですね、支払われとったんですが、この時間外勤務が60時間を超えた場合、超えた場合には手当として、時間外勤務手当として受け取る、または代休ですね、わかりやすく言えば。超えた分は代休としても、どちらかでも選べますよという制度が出てきたんです。60時間を超えて代休としてもらうというのが、この時間外勤務代休時間というものでございまして、休みとしてもらった分はその間は組合としての職員の行為の特例で、職員団体の、職員組合の行為をしていいですよというようなものがこの条文なんです。60時間を超えたら、書いてありますように、休日とか年次休暇とかと同じ扱いにしますよということでございます。

もう一つ、今武藤委員が言われました組合との交渉関係、交渉関係については適法な交渉は職務専念義務の免除ということで、時間内において行っておりました。でも最近についてはもうほとんど、この交渉についてもですね、4時ぐらいから交渉しておりましたですね、そう長い時間の、現状の報告とすれば、そう長い時間の交渉ということにはなっておりませんが、適法な交渉であるかぎりには時間内、大体1時間、2時間の範囲内で交渉は行っております、現状でございます。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) そうすると、60時間を超えるものは年休を取んなさいとか、そういうもの、ところが今度は組合活動してもいいですよというふうに振替えることもできるんですか。

○委員長(清水章一委員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 結果的にはこの文言と同じ、休日とか休暇と同じ扱いになりますので、その時はいいですよという話になります。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 当然自治労ですから県本部の会議があったりね、行く場合についてははっきり言って年休で足りなくなるような場合もあると思うんですね。だから、そういう場合につい

ては60時間の部分を、これを振替えることも組合の三役はできるというふうに解釈をしていいということですか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 60時間を超えた分で、代休としてもらう分はよろしいですという話です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時54分）

○委員長（清水章一委員） ここで、午前11時10分まで休憩したいと思います。

休 憩 午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時10分

#### 日程第6 議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

日程第6、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（久保山元信） 議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

議案書は40ページから48ページ、条例改正新旧対照表は36ページから46ページになります。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月24日に成立し、同年4月1日に施行されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正する必要が生じたために一部条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、平成24年度からの扶養控除等の廃止に伴い、その扶養親族の申告書を新たに加えたもの、さらに市たばこ税の税率の引き上げ、そのほか関係条文を整理したものでございます。

新旧対照表をご説明申し上げたいと思います。36ページをお開きください、恐れ入りますが。

最初に、条例第19条につきましては、引用する地方税法の条項にずれが生じたことによる整備でございます。第19条第1項、中ほどになりますが、「法第321条の8第27項及び第28項」を「法第321条の8第22項及び第23項」に改めるものでございます。

同項の第2号になりますが、「第5項又は第24項」を、第5項を削除し第19項に改めるものでございます。

次のページになります。第3号になりますが、「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」と改めるものでございます。

次に、条例第31条の関係でございます。これにつきましては、引用する地方税法の号の改正があり整備したものでございます。中ほどであります。「同項第1号の2」を「同項第2号」とし、「同項第1号の3」を「同項第3号」とし、その下に「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項3号」を、第2号が削除されたことにより第3号を第4号に繰り下げるものでございます。

次に、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書でございます。ページ数は37ページから40ページになります。最初に、条例第36条の3の2「個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」を、次のページになりますが、第36条の3の3「個人の市民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書」を新たに加えるものでございます。これは子ども手当による扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、給与所得者、公的年金受給者で、所得税法の規定により扶養親族等の申告書を提出しなければならない者に対し、個人市民税に係る扶養控除申告書の提出義務を新たに課すものでございます。これは市町村に影響がある住民税非課税限度額制度などの情報収集が必要なため、従来通りの扶養親族に関する情報を把握できるように、地方税法の規定に創設されたことによります。内容といたしましては、37ページ4行目ぐらいからになりますが、第1号に「当該給与支払者の氏名又は名称」、第2号に「扶養親族の氏名」、第3号に「その他施行規則で定める事項」でございます。

第2項につきましては、当該申告書の記載事項に異動が生じた場合の規定でございます。

第3項につきましては、その申告書の受理等についてでございます。

第4項と第5項になりますが、これにつきまして申告書の電磁的方法での提出を定めたものでございます。いわゆる電子申告等に係るものと思います。

次のページになります。39ページになりますが、第36条の3の3、個人市民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書についてのものでございますが、第1項から第5項まで前に述べました給与所得者と前述した内容と同様の事項となっております。

次に、新旧対照表の40ページから43ページになりますが、条例第48条及び第50条につきましても、引用する地方税法の条項の改正による条項のずれの整理及び文言の整理を行ったものでございます。

次に43ページをお開きください。条例第54条第6項になりますが、固定資産税の納税義務者等で地方自治法の一部改正により地方開発事業団が廃止されることに伴い、条文の整理を行ったも

のであります。

次の第7項につきましては、地方税法施行規則に新たに一条が追加されたために、条項がずれたために「第10条の2の11」とさせていただいております。

次に44ページになりますが、たばこ税の税率でございます。第95条になります。市たばこ税の税率の引き上げでございますが、1,000本につき現在3,298円を4,618円に改正するものであります。1,320円の引き上げとなります。

さらに附則の第16条の2につきましては、たばこ税の税率の特例として、旧3級品のたばこ、6銘柄ございますが、具体的にはわかば、しんせいなどと思っております。の税率につきましても、次のページになりますが、1,000本につき1,564円を2,190円と改正するものであります。626円の引き上げになります。

次に45ページになりますが、附則の第19条の3でございます。個人の株式市場への参加を促進する観点から規定されたものでございます。非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の新設でございます。これにつきましては、平成24年度から実施される上場株式等に係る税率が20%の本則課税をされることから、平成24年度から平成26年度までに、一年間に100万円、最大三年間で300万円まで、金融商品取引業者の営業所を經由して税務署長に届け出た口座内の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、口座を開設した日に属する年から、1月1日からでございますが、10年間以内に限り非課税とするものでございます。

また、施行期日につきましては、条例の第19条、第31条、第48条、第50条、たばこ税の第95条並びに附則第16条の2につきましては、平成22年10月1日からとなります。さらに、条例の第36条の3の2、同じく3の3、及び第54条の第7項は平成23年1月1日からとし、さらに附則の第19条の3につきましては平成25年1月1日から、第54条第6項につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が施行された日とされておりまして、また、たばこ税につきましては、10月1日以前にたばこの販売業者等が購入したたばこにつきましては、10月1日現在において販売のために所持しているたばこにつきましては、新税率との差額を申告して納税していただくようになります。いわゆる手持ち品課税となります。

よろしくご審議たまわりますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう一度、今課長から説明を受けましたが、この法律案は自民、公明、みんなの党、それから共産党が国会で、3月24日反対の上で可決したわけですが、今後担当の部分で今条例改正の37ページ、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書というのがあって、（1）、（2）、（3）とありますが、当然その6月末までに給与所得者については税務署に扶

養親族等の申告書提出義務があつてですね、今私のほうも準備をしているところなんですが、源泉所得者に対して。当然そういう支払者の氏名、住所や扶養親族、こういうものを書いて、それから6月の源泉天引きしたものを納めるわけですが、これとかかわって次のページに、39ページ、個人市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書とありますが、これは税務署、それから個人市民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書という状況がありますが、今後太宰府市の市県民税、税務署の申告についてもいろいろ申告があるんですが、太宰府市の所得税のない申告者、これには当然扶養親族を書く欄があるんですよ。ここと、当然その今年金の場合源泉徴収票が送られてきているんですが、ここのかかわりがまず一点どういうふうになるんですか。毎年3月15日までの税務署と市民税の申告書とあるんですが、ここにある年金受給者、それから給与所得者の扶養親族の氏名という、これが重なっているような感じがするんですが。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） 今回追加になりましたのは、所得税の申告をするときに扶養控除が廃止になるということで、その情報収集を国税庁がしないという根拠になりますので、そういった情報収集を現行の制度のまま、情報を現行のまま維持するための改正でございます。そのために、地方税法でそういう根拠をつくっていただくということでございますので、来年そういう施行規則とかが新たにつくられると思いますが、現状の申告者に手間と言いますか、そういった新たなものを加えるものではないということで理解しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今までにあなた方も必ず年末調整という状況で、申告書を必ず全員書きますよね、奥さんが働いているとか子供とか、年末調整するための書類を。それにも当然扶養親族とかね、学生とかそういう部分があるんですが、それを改めて明記をしているというふうに受け止めていいのかどうか。

それから、年金の場合は、夫婦で年金を受けていて扶養に入る部分と入らない部分があるんですね。それを新たに扶養に入れるようにするのかどうか。

それから、申告ではわからないんですが、寡婦なのか遺族年金を受けているのかとか、そういう部分もいろいろあるんですが、そういうきちとした新たに申告書を出しなさいという指導なのかというのがこの部分で明記されているのかというのがちょっとわからないんですが、これはどうですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） 基本的には現状の申告に関するものは変わらないということで、こういう条例の規則の改正となっております。ただ、そのこの所要の用紙と言いますか、今は扶養申告書は国税、税務署長あてになっていると思うんですが、その部分については今度は市町村あてというような形になってくるかと思えます。

年金につきましても、今のそういった年金特徴でございますので、そういった資料を送られてくるんですが、その中に扶養関係も含まれると思えます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今あなた方本当大変と思うんですよ、年金の受給者は早く言えば振込みになって年金がこう入ってきている、年金の源泉徴収は源泉徴収で送られてくるんですよ、年金受給者には。ただし、その控えが太宰府市にも来ていると思うんですよ。だから、それによって年金受給者は申告をしなくて良かったと。もう年金から天引きも市民税もできるようになっていると。ところが、当然寡婦なのか、ご主人が亡くなって寡婦という部分については、なかなか年金機構はわからない場合があつてですね、新たにこの太宰府市役所に、私はご主人が亡くなって寡婦ですよと、寡婦控除がとれるんですよというのは、これはあくまでも自分が申告しなければ行政側としては送られてきた源泉徴収では判断できないという状況があるんですよ。だからそういう部分については、市の広報あたりで年金受給者で寡婦だとか、こういう部分については申告をすることによって安くなりますよというのは、そういう思いやりのなものではなくて。私もお年寄りの年金の見たらですね、寡婦控除になっていないと、ご主人が亡くなってね。それで、新たに申告書を出して33万円を引いていただいたというような経過があるんですが、今までと同じ内容だけど子ども手当の関係でびしっとしたこういう条文が整理されたということですね。

それからもう一遍、あの私も本会議であれしたんですが、この法律案に今課長が説明されたように子ども手当が6月から支給されると、それによって33万円の年少扶養控除が廃止されると、それから16歳から19歳の特定扶養控除の、早く言えば上乘せ部分が廃止をされるということが一つと。それから、地方税法の関係ですから国、県税の関係もありますけど、エコ減税がそのまま延長されたということと、それからたばこ税が引き上げられたと。で、たばこを吸わない人がこの頃多くなってですね、たばこを吸う人はちょっと大変ですが。それからですね、固定資産税の負担軽減が、ある一定軽減されたということが地方税法の中にあるんですね。できれば改正の内容で27項目が縮減されて10項目が廃止されたということで、こういう内容が含まれておりますが、これとあわせて地方税法、別に提案されました国民健康保険税が最高額になったということと、年金から天引きをすることになったと。それから、ある一定給与所得者についても、天引きしないでいただきたいということで、早く言えば直接納付したいという制度が新たにこの条文の中に入っているんですが、給与所得者とかそういう部分で天引きしないでいただきたい、年金からも。本人が普通徴収を申請すれば認められるという条項があると思うんですが、これは、この条文の中に入っているんですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） その分につきましては年金特徴と思いますが、2日の専決処分においてご承認いただいております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、わかりました。

それから、最後に今課長が言いましたように、株で儲かっている人、これはさっき言いました

ように100万円儲かっても非課税、3年間で300万円までは非課税ということで、申告すれば株式で儲かったものは非課税になるという内容が含まれているということは間違いないでしょ。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） その非課税については、法律的には租税特別措置法の中で措置されるということで、市民税とは別になろうかと思えます。法律が、その租税特別措置法で非課税という取り扱いになるということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ところが、本来は20%が、その税率300万円以上の部分についてはね、10%を据え置いたということで、株式譲渡益については300万円までは、まあ毎年100万円は非課税ですからそれ以上の部分については10%の国税と雑所得というか、そういう収入的なものが地方税に回ってくるというのは、もう今のところ株式で儲かるかどうかわかりませんが、株取引には優遇されているということがこの地方税の中に入ってるわけですね。

はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません、この申告書の取扱いなんですけれども、今武藤委員がおっしゃったように提出先が市長ということになりますので、各事業所に対してですね、提出義務がありますよということ、これは新たなものですから、これは市のほうがきちんと事業所に対して説明を行うのかということが一つと、それから万一ですね、事業者が申告書を提出しなかった場合、納付期限みたいなものはあると思うんですけども、そういった場合は市のほうとしては何か、どういった対応を取られるのか、罰則みたいなことも考えておられるのか。二点についてお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） これは、先ほども申しましたけども、確定申告とかそういった所得税で申告される時にそういう市民税の情報収集が必要ということで、国税のほうで地方税法に根拠が欲しいということでつくられたものと理解しております。よって、平成23年1月1日以降からの適用になりますので、その用紙等はまだ手元にまいておりません。ただ、今扶養申告書につきましてはですね、税務署あてになっておりますので、推測するに市長あてになるのかなということで申し上げました。

それと、その辺の受理関係は事業所、この中にもございますが、事業所に提出された時点で受理したものであるということになっておりますので、その辺は事業所からついたものとなると思いますので、大丈夫かと思えます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） たばこ税の増税ですが、平成22年度は2億8,318万5,000円、約2,185万円

予算として減らしてありますが、この条例第95条で1,320円、附則第16条の2の第1項で626円それぞれ上がるんですが、予算としてどれぐらいのプラスになる予想というか、考え方があるか。マイナスになるのか、その辺の試算というか、計算されているでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） たばこ税の税率アップ分の増収でございますが、計算上は平成21年度で比べて3,000万円程度増収になると見込まれますが、この税率の改正による影響というのは11月から3月まで5カ月間の申告になります。また、その時に買いだめや禁煙の減収分とか見込みが立てられますので、予算は前年通りの7%ぐらいの減ということで予算を組ませていただいております。予算でそういう増収の部分の見込みが立たない状況からですね、従来の方法で算出いたしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 私のほうからちょっとおたずねしたいんですが、要するに武藤委員が本会議でも討論したんですけども、質疑したんですが、要するに国がいろんな形で法律を決めてきますよね、私どもから言うと、先ほど武藤委員が言われたように与党が採決して法案が決まったと。で、それぞれの所属する政党があるわけですけども、まあ反対をしたと。で、その関係で例えばこういう条例がね、所得税法の扶養控除を廃止するということはマニフェストに書いてなかったのが違反じゃないかというそういう形の中で我々の意見書を出したりしているわけですよ。しかし、そういう意見書等も無視されるというか、要するに扶養控除を廃止すると、子ども手当の関係で。そうなった場合に、国は法律が決まっていると、でもこういう形で今度は地方自治でもまた採決せないかんって話になった時に、こういうような逆転現象、言うなれば国の考え方と地方の考え方が違った場合にね、どうなるのかなというのがあるわけなんです。これももし、条例ですから市議会で決める話になるわけですね、これが、逆に、ああ執行部としてはそんなことはないと思うんですけど、もし否決されるようなことになればどうなるわけですか。国との関係で。我々も判断の材料としてどうなるんだろうと思うわけよね。

（「市長の専決」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 専決も承認やもんね。

税務課長。

○税務課長（久保山元信） 国のほうで、国会で法律とされておりますので、法律、条例で言えば上位法は法律でございますので、法律に従っていただけたらと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） だから、一つは地方主権という政府の考え方があるわけですよ、地方は地方で考えていきなさいという意味で、だからこういう形で議会で判断しなさいという話になっているのかね。だからこれ議会にわざわざ諮られておるわけですけども、だから要するに上が



決めたからもう地方はそれに従わざるを得ないということであれば、何も決める必要のないような感じがするんよね、議会として。上が決めたいけんしょうがないじゃないかという話になるわけやけども、その辺の整合性というのが私自身が今ちょっと悩んでいる部分があるんやけども、どうなのかなって感じがするんやけどね。

まあそれを税務課長に聞いたってなかなか返事しにくい部分があると思いますけど、これはまた一般質問等でその辺の関係もしていきたいなと思っておるんですが、今後そういう問題が起きる可能性というのは多分にあるんじゃないだろうか。だから、極端に言えば、今ここ太宰府市で言えば・・・まあそれは余分な事やけん言わんめ。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 今担当課長にも確認したように、本会議でも行ったようにですね、全く公約違反の地方税法を国会で強行採決されました。それで、子ども手当が、その事務のために大変な部分をしてはいますが、子ども手当が今後引き続き支給されるかどうかという不安もある中に、扶養控除が廃止される、年少控除が廃止される、年金から天引きされる、ある一定たばこ税の増収やエコカーとかありますが、また一方では株式で設けた者は非課税、100万円まではですね。こういう地方税法ですので、本会議でも発言しておりましたが、この太宰府市の地方税法、太宰府の部分については、議案41号については賛成できませんので、これを討論とかえさせていただきます。

以上です。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(清水章一委員) 多数挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成5名 反対1名 午前11時39分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第10 一括議題

○委員長(清水章一委員) お諮りします。

日程第7、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」

から日程第10、議案第45号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これらについて、執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(古川芳文) それでは、議案第42号から議案第45号まで一括して補足説明をさせていただきます。

このたびの条例の一部改正につきましては、去る平成21年12月1日から平成22年2月24日までの期間、公の施設の指定管理者制度に係る事務の執行状況についてをテーマに行われました行政監査におきまして、関係条例の一部を改正する必要が生じたので行うものでございます。

なお、今回の監査対象施設以外の施設につきましても、同様の改正が必要なものがありましたので、あわせて改正をいたしております。

主な改正点といたしましては、使用の許可等の条文中に「許可を取り消し」を加えたこと、市長を指定管理者に読み替える規定に関すること、減免を指定管理者が行う旨の読み替え規定に関すること、利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読み替え規定に関すること、使用料を利用料金に読み替える規定に関することなどでございます。

それではまず議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」補足説明させていただきます。

議案書49ページから51ページと、条例改正新旧対照表47ページから49ページをごらんください。

まず、第7条では第1項中「場合は、」の次に「許可を取り消し、」を加えております。

次に、第8条では、使用料を利用料金に読み替える規定に関する改正で、第1項の「使用料は前納しなければならない」を第2項として別表第2と区分し、以下の項を一項ずつ繰り下げ、第5項についても別表第3を新たに項立ていたしております。

次に第12条では、市長を指定管理者に読み替えることに関する規定の改正で、第2項中「第7条」を「第7条第1項」と改め、減免を指定管理者が行う旨の読み替えに関する規定の改正で、同項中に「、第9条中「市長は」とあるのは「指定管理者は市長が必要と認める場合」と」を加えております。

また第3項については、法令上利用料金については指定管理者が定めることになっていることから、「設定することができる」を「定めるものとする」に改めております。

次に第14条については、「利用料金の収入」とあるのを「利用料金」に改め、第1項は使用料を利用料金に読み替えることに関する改正、第2項及び第3項は利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読み替えに関する改正で、新たに項立てしたものでございます。

次に別表第2、第8条関係については、トレーニングルーム使用料の備考として、使用回数券

及びプリペイドカードを販売するをいたしておりましたが、実際には使用回数券は利用されておらず、またプリペイドカードにつきましてはトレーニングルーム以外でも利用できるという状況があることから、トレーニングルーム使用料の備考1を削除し、これに伴い備考の2から5を一つずつ繰り上げました。また新たに別表第2にプリペイドカード販売に関する規定を設けております。

次に、議案第43号「太宰府市運動公園条例の一部を改正する条例について」補足説明させていただきます。

議案書52ページと53ページ、新旧対照表50ページと51ページをごらんください。

第6条では「支障」を「必要」に改めております。これは他の条例等の表現にあわせたものでございます。

次に、第7条は使用料を利用料金に読み替える規定に関する改正でございます。

次に第11条では、第2項を減免を指定管理者が行う旨の読み替えに関する改正で、第3項は法令上利用料金については指定管理者が定めることになっていることに関する改正でございます。

次に第13条では、「利用料金の収入」を「利用料金」と改め、第1項は使用料を利用料金と読み替えることに関する改正、第2項及び第3項は利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読み替えに関する改正で、新たに項立てしたものでございます。

次に、議案第44号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」補足説明させていただきます。

議案書54ページと55ページ、新旧対照表52ページと53ページをごらんください。

第6条では、第2項中「生じたとき、」及び「制限し、」の次に「又は」を加えております。これは文章表現を適正に整備させていただいたものです。

次に、第7条は使用料を利用料金に読み替える規定に関する改正でございます。

次に、第11条では第2項を減免を指定管理者が行う旨の読み替えに関する改正で、第3項は法令上利用料金については指定管理者が定めることになっていることに関する改正でございます。

次に第13条では、「利用料金の収入」を「利用料金」と改め、第1項は使用料を利用料金と読み替えることに関する改正、第2項及び第3項は利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読み替えに関する改正で、新たに項立てしたものでございます。

次に、議案第45号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」補足説明させていただきます。

議案書56ページと57ページ、新旧対照表54ページをごらんください。

第7条では使用料を利用料金に読み替える規定に関する改正で、第2項中「前項に規定する」を削除いたしております。これは、現行の第1項中に、利用料金に読み替えない別表第2が含まれているためでございます。

次に、第11条では第2項を減免を指定管理者が行う旨の読み替えに関する改正で、第3項は法令上利用料金については指定管理者が定めることになっていることに関する改正でございます。

次に第12条では、「利用料金の収入」を「利用料金」と改め、第1項は使用料を利用料金と読み替えることに関する改正、第2項及び第3項は利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読み替えに関する改正で、新たに項立てしたものでございます。

なお、ただいまご説明いたしました条例につきましては、公布の日から施行することにいたしております。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これより一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑が明確にして発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今担当課長から説明ありましたが、担当課長からの説明の中で監査委員からの指摘によるということで、指定管理者制度が施行されて、指定管理者に指定されておりながら一方では市長の管轄下、市長の許可を得なければならないとか、こういう条例上の矛盾があります。で、施設にも立ち入りまして、現場を見て説明を受け、今関係する条例については行政内部で条文の整理をするようにという指導をした結果、ただいま担当課長からの説明があった内容です。

当然指定管理者にしておれば、管理監督は議会も行政もありますが、条文上の整理が必要だと、矛盾点が出てきたという状況があって、条文の整理を行ったという内容であります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） プリペイドカードなんですけど、これ期限とかはあるんですか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） プリペイドカードにつきましては、いきいき情報センターのほうで挙げておりますが、これはもういきいき情報センターのみで使用できるというものでございまして、特に使用期限というのはございません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 私、水辺公園のですね、10年近く前になる、まだ市が管理していた時のプリペイドカードがあるんですけど、もうそういうのは今指定管理者制度になってもう使えないですかね。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 今おっしゃいました、以前になりますと施設そのものが財団のほうで管理しておった時代のことになると思います。現在シンコースポーツが市民プールにつきまして

は指定管理者として入っております。この辺が、財団が販売したプリペイドカードを利用して、シンコースポーツの管理上の中の施設を利用するということになりますので、利用料金が、購入料金そのものは財団のほうに入っておりますが、施設はシンコーさんのほうということになりますので、その辺の指定管理者制度を導入してシンコーさんになった場合のときに、そのカードを使って利用される分については市が負担するというので、シンコースポーツのほうに返還をしたという経緯がございます。

したがいまして、今お持ちのプリペイドカードについてはそういう取り計らいができるというふうに理解しております。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 先ほどのプリペイドカード、買ったことないけど、これは消費税はつかないんですか。ちょっとおたずねします。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 消費税については、込みの料金になると思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

まず、議案第42号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前11時51分〉

○委員長（清水章一委員） 次に、議案第43号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前11時51分〉

○委員長（清水章一委員） 次に、議案第44号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前11時52分〉

○委員長（清水章一委員） 次に、議案第45号に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前11時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第11、議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（井上 均） それでは、議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」補足説明させていただきます。

この覆屋は、いわゆる通称大宰府展示館としておりまして、入館料は現在一般の方150円、30名以上の団体及びまほろば号の一日フリー乗車券の利用者に対しての割引につきましては130円と設定させていただいております。平成19年10月からは中学生以下と身障者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、及びこれらの介護者1名、または小中高生の学習活動引率者を含めて無料とさせていただいております。

今回は全ての入館料を無料といたします条例の改正です。今まで以上に多くの方に入館していただき太宰府の歴史を感じていただくとともに、館の活性化を図ることを目的といたしまして条例の改正をいたすものです。

議案書の58ページと59ページをごらんください。それとあわせまして、条例改正新旧対照表は55ページと56ページをごらんください。

第7条では入館料の規定で、展示館の入館料は無料とする、に改正しております。

次に、第8条は入館料の減額、免除の規定を削除し、第9条を第8条に変更しております。

次に、第10条第3項の入館料の設定規定を削除し、同条を第9条に変更しております。

次に、第11条第1項第2号の入館料の徴収及び納入の規定を削除し、第3号を第2号、第4号を第3号とし、同条を第10条に変更しております。

次に、第12条の利用料金の収入規定を削除し、第13条を第11条といたしております。また、別表（第7条関係）は削除いたしております。

なお、この条例は7月1日から施行をいたしたいと思っております。

よろしく審議のほどをお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、指摘をしておりました館長を置かなければならないという部分については、今回挙げてきていないというのが一点なんです、条例上は館長を置くようになっておりましたが、館長が市史編さんの担当が兼務をしていたと、監査で入った時にですね。この問題がありましたが、この点が一点です。

それから、現在のところ313万1,000円を指定管理者で当初予算に挙げておりました。まあ収入はあんまりなくて、今回60万円、後からの補正で審査をすることになるわけですが、まずこの無料にすること、そして太宰府の文化財を知ってもらうことを、無料にすることについては賛成しますが、問題は無料になりましたというね、この施設は入館料無料ですというのをどう広報するかということです、観光客に。

だから、ある一定の、この施設は太宰府の重要文化財の都府楼政庁跡の遺構、これを見ることができると。そして、これは入館料無料ですという告知というか、案内板を設置するような費用を新たに設けていただきたいと思うんですがね。そういう計画はあるのかないのか。ただ、条例上無料にしたと言ったって誰もわからないわけですから、この施設、大変、全国に四つあります。だから、都府楼政庁があり、・・・（聴取不能）・・・があり、奈良の平城京があり、奈良の平城京があり、宮城県の多賀城があります。ただし、遺構を見せているところはこの太宰府だけしかないんですが、こういうものが施設として歴史的にわかるもの、またボランティアの解説員も常駐しています。そういう施設の無料だというのをですね。ただし、今度は無料になった場合は、逆の支出として私ども監査に入った時に感じたのは、パンフレットの印刷費、施設とかあいう、今無料、入館者に出しているもの、こういうものが313万1,000円の中と、今の60万円で足りるかという問題。新たな問題と、無料の案内をするような予算計上が今後考えられるのかというのをお聞きしておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 無料化に伴う、指定管理を今覆屋のほうはしております。それで、今の収入部分につきましてはちょっと後でまた、補正予算のほうで説明させていただきますけども、

60万円指定管理料のほうに増やすという考えでございます。

それと、例年指定管理料につきましては、今年度の313万1,000円につきましては、古都大宰府保存協会との協議の関係で金額を設定しております。そして、平成23年度につきましても、また協議をさせてもらいまして金額を決定するという考えでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今重松さん、市史編さんのね、重松さんが館長職、事務局長を兼ねているんですが、名前だけでも館長を置かなければならないというふうに条例上なっていますが、早く言えば兼務させることができるとか、何らかの形で条例上扱わなければならないんじゃないですかというのは監査の時に指摘したはずですが。その辺は、以前の担当、あなたの前の担当課長ですから経過わからないと思うんですが、そういうふうに私は記憶をしていますが、その辺、館長置くことが義務付けられていますよね。それを兼務させることができるのかという条文を扱わなくていいかということを知りたいんです。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 館長の職でございますけども、現在仕様書の中で館長の職務ですか、設置を義務付けておるといふようなことになっておりますが、実際にはおっしゃっているように館長の職は置いておりません。それで適正な処置をするようにというふうなご指導、ご指摘がございまして、現在仕様書のほうの条文中に「または館長相当職」ということで追加をいたしまして、事務局長が兼務できるようにしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、まず条例が最優先ですからね、条例もそういうふうに変えないことには。条例で館長を置くことになって、仕様書でそれに準じるというんじゃないかと、条例もそういうふうに変えなきゃいかんのではないですかと。さっき委員長が言いましたように、国が決めたものについて地方自治体とか、委員長も出されておったんですが、やっぱり条例を扱う必要があるんじゃないかと私が言ってるんです。だから、私ども監査するときは条例上でどうなのかというのを見るわけですから。

○委員長（清水章一委員） ここで午後1時まで休憩します。

休 憩 午後0時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） では、休憩前に引き続いて会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（山田純裕） 補足の説明をさせていただきます

確かに行政監査におきまして指摘事項がございました。その中では、仕様書で館長の設置を義務付けておるが、実際には館長職を置いていないので適正な処置をされたいというふうなご指摘がございました。それで、本年度仕様書を改めまして、そこに館長または館長相当職という、相

当職という言葉と追加いたしました。現在おられます事務局長がそれに充たるような形で設置、条文の改正をしたということでございます。

○委員長（清水章一委員） はい。ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 先ほど武藤委員の質問にもあったんですけど回答がなかったんですが、この無料化を公表、広告するのにどういう方法ですか。予算的にある程度いると思いますが、その辺の方法などについてちょっと回答をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 広報につきましては、古都大宰府保存協会とも話し合いをいたしました。ただ、今回は無料化になるものですから、料金を取るということで改正するわけではないものですから、順次PR等はしていくというようなことで、別に予算立ては今のところ考えておりません。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） ということは予算がないということですが、一般の観光客とかやっぱり市民の方にも知らせるためにも、ある程度、そんな高価な看板ではなしに、無料ですよという看板というか掲示というか、そういうのは全くされないんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） その広報につきましては、保存協会のほうに指定管理として委託しておりますので、また協議したいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 無料化に反対ではないんですけども、急に無料化になったその経緯と、今みらい基金といってやっぱり太宰府の歴史と文化を守っていくために皆さんにご協力願おうかなという流れの中でね、突然に無料になったというその経緯をちょっと説明してください。もし良かったら、まあ募金箱を置くなりね、何かそういう方策もできないものか、あわせておたずねします。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 私のほうで答えさせていただきます。

結果的に無料化ということで今回条例改正しておりますが、まあ出発点の議論の最初は市長のほうですね、観光地にたくさんの人に来ていただいて、そして施設もたくさんの方に太宰府の歴史に触れていただきたいというような考えがありまして、そういう面であそこの覆屋についても百何十円でありますけれども、それでみんなが玄関まで来て二の足を踏むようなところも実際ございます、そういうところから、政庁の、奈良の平城遷都1,300年祭のこともありましたし、たくさんの方に太宰府に来ていただいて、たくさんの方に歴史に触れていただくという趣旨が一番最初の議論の出発点としてございます。

そういう中から、指定管理者としてしておりますが、一年当たり100万円以下の金額等であれ

ば、その分はもう市のほうが市民への還元あるいは観光客への還元という形で、無料化に踏み切ったらどうかということで議論としてなされました。そういう中から、結果論として今回条例改正をさせていただいておるものでございますので、先ほど質問いただきましたように、そのPRですか、そういう趣旨からいけば文化財のほうでは現地の看板でありますとかそういうことになるかと思いますが、以前からあそこには修学旅行生でありますとか観光客、観光バスは止まるけれども、あの料金分が組みれていないので入れないとかいうこともございましたので、同じ市の行政としては観光面ではですね、旅行社へその旨のPRをするなり、いろんなものでパンフレット等でお知らせするなり、側面支援としては観光のほうでは考えておりますので、よりたくさんの方に来ていただきたいというのが大元の趣旨で、今回何百万円、何千万円という話でもなかったものですから、今回踏み切ろうということで文化財のほうも判断されたということでございます。

そういうことで、お答えをさせていただきます。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今説明を受けましてよく理解はできます。けどもね、そこでどうして今みらい基金で私たち市民にね、やっぱり歴史と文化、そしてみんなを残していくためにね、がんばっていかうかっていう今方向性を見出している中ではですね、無料はけっこうですよ、じゃあそこに例えばちょっとお気持ちだけとかいう、そういふうなこともあってもいいんじゃないかなと私は思っておりますので、その辺も含んだところでご検討していただければと。これは要望でいいと思いますけれども、ぜひとも取り組んでもらいたいなと思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午後1時05分〉

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第47号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第12、議案第47号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 議案第47号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

このたびの条例の一部改正につきましては、関係条例の一部を改正する必要が生じたので行うものでございます。

議案書の61ページのほうと条例改正新旧対照表57ページをごらんください。

第6条では、第2項中「とし、許可の際徴収するものとする」を「とする」に改め、同条第3項として「使用料は、許可の際徴収する。」に改めております。

次に第9条では、教育委員会を指定管理者に読み替える規定の改正で、第2項中「指定管理者」との次に、「第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者は教育委員会が必要と認める場合」と」を加えております。また、第3項につきましては、地方自治法第244条の2の規定によりまして利用料金は指定管理者が定めることになっておりますことから、「設定することができる」を「定めるものとする」に改めております。

次に、第11条につきましては、「利用料金の収入」とあるのを「利用料金」に改め、第1項は使用料を利用料金に読み替えることに関する改正、第2項及び第3項は利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読み替えに関する改正で、新たに項立てしたものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

＜原案可決 賛成6名 反対0名 午後1時08分＞

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第13、議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、執行部の説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、共同利用施設の管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱い及び使用料を利用料金にそれぞれ読み替える規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

議案書62ページから65ページまで、条例改正新旧対照表58ページから60ページとなっております。

まず第7条の見出しですが、「使用許可の取消等」を「使用の不許可等」とし、本文の規定の改正を行っております。

次に第8条では、使用料を利用料金に読み替える規定に関する改正で、第1項を「共同利用施設の使用料は、別表のとおりとする。」として、第2項に「使用料は前納しなければならない。」と改正しております。

第9条に減免を指定管理者が行う旨の読み替えに関する規定を新たに設置したため、第9条以下第14条までを一条ずつ繰り下げております。

第11条の第2項中「第8条」を「第9条」と改めまして、第3項につきましては使用料については指定管理者が定めることとなっていることから、「第8条第1項の規定を上限として」を加え、「設定することができる」を「定めるものとする」に改めております。

次の第13条では、「利用料金の収入」を「利用料金」と改め、第1項は使用料を利用料金に読み替えることに関する改正、第2項及び第3項中「使用料」とあるのを「利用料金」に読み替えるものとしたものです。

次の「別表（第8条関係）共同利用施設使用料」をごらんいただきたいと思います。こちらの表のご説明ですが、一時間当たりの単位で限度額を設定しておりまして、「ホール又は集会室3,000円」、「和室1,000円」、「会議室又は学習室1,500円」、「休養室2,000円」、「保育室2,000円」、「実習室又は調理室2,500円」と定めたものでございます。

この条例は公布の日から施行することになっております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 担当部課、監査委員会の指摘を直ちにですね、こういう形で提出いただき

ましたが、今中央公民館長が説明いただきました新旧対照表の59、60ページ、使用料の限度額ということになりますので、これだけの共同利用施設がありますが限度額というのは各共同利用施設によってさまざまな問題がありますが、これを限度額として下げることは構わないと、ただし、限度額としてはこれ以上上げてはならないという受け止め方をしているかという状況なんです、これはいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） この料金表を設定するに当たりましては、市内9カ所の共同利用施設の部屋の料金を皆さんに提出していただきまして、各施設で部屋の名称も料金体系もまちまちでしたので、一般的な名称を採用しまして現在一番高く設定してある料金よりも若干高めに限度額を設定しておりますので、これ以内で利用料金を設定していただくということになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今館長から説明いただきましたので、9カ所の共同利用施設によって使用料はまちまちですけど、限度額はこういう状況で低いところもあると。都府楼共同利用施設が一番初めに建って、もう大変古くなってますし、使用料も安い部屋もありますしね、限度額がこういう状況で、これより下げる部分についても当然指定管理者の収入と、公民館収入ということになるわけですけど。

もう一点なんですけどね、やっぱり公民館の各自治会の決算を、私のほうも通古賀の総会が終わりまして、平成21年度の決算と平成22年度の予算を承認したところなんですけど、共同利用施設の補助金っていうのはわずかなんですよ。そのためにこう、決算書をいただいてね、あなた方がいちいち目を通さなきゃならないという、で、公民館、共同利用施設の運営の99%は行政区の早く言えば収入、補助金、こういう状況でやられているんですけど、業務の改革という形でね、わざわざもう決算書なんかを出さなくても公民館の自主性に任せて、必要な時だけ資料をいただくというのはできないんでしょうかね。毎年、まあ名称だけが、国の補助金をもらって耐用年数の関係ではいろんな部分があるんですけど、少し事務の簡素化を内部検討いただくことはできないかどうか。本当大変と思いますよ、いちいち9カ所の共同利用施設の決算書をいただくとか、ほかの部分もあるんですけど、教育委員会の所管もありますけど、事務の簡素化のためにその辺は見直しをしたらどうかという意見が監査の中であつたんですけど、明確な部分が、今までの経過があるんですけどね、なかなかやめるわけにはいかない状況がありますが、その辺は教育委員会と、それから市長部局と内部検討いただきたいと思うんですけど。出しているお金はほんのわずかですよ、3万円か4万円、それに全部の決算書をいただくというのもちょっとやっぱり実務的な問題もありますが、内部検討いただきたいと思いますが、この辺どうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 今の決算書の関係ですけども、今武藤委員がおっしゃっているのは地区公民館の運営助成金に関する決算報告だと思います。確かに補助金の金額が

少のうございますので、これだけのために決算書をつくっていただくというのは大変ですが、ほかのところ、いろいろ決算書のつくり方はございますけど、区自治会の決算の中に公民館の活動費も全部含まれたところで報告、総会をされているところもございますので、そういった形で、もしもそういった資料を作成されるのが大変であるということであればですね、そういったことでも公民館のほうはそれで収入と支出が明確にわかりますので差し支えございませんので、そのように公民館長さんのほうにもお話はさせていただいております。公民館長さんも中央公民館のほうにはいろんなご相談ごととかで見えられますので、その際にはそういったお話も、できるだけ簡素化できるようにはお話はしておりますけども、自治会との調整につきましては・・・

(武藤哲志委員「・・・(聴取不能)・・・委員長」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 中央公民館長としても大変と思うんだけど、とりあえず公民館のね、増改築だとか施設整備とか、いろんな部分について補助金を出す条例があるからそれはわかるんですよ。だから、そういう状況の時だけに決算書を出して欲しいとかね、利用状況とか耐用年数とかという時だけで、監査として補助団体に対する決算報告をというのを要求するわけですよ、あなた方本当に大変と思いますよ、補助団体に対する決算をしなさいとかあるんだから。そうすると、たった2万円か3万円出している補助団体の決算書を、99%は、早く言えば公民館の場合は行政区というか自治会や利用者の中で運営されている。2万円か3万円の補助金でその決算書をいちいちもらって決算をしなきゃならないというか、担当課、教育委員会が見る、監査が見るといようなものも、少し効率的にね、こういう公民館補助金ぐらいの部分については自主性に任せて、必要な時というふうな条項を内部の規則かなんかで変えることができないかなど。だからこれは当然教育委員会と市長部局で協議の必要があるんじゃないかと思うんですがね。44区からこれ全部資料要求とるんですよ。その辺は総務部長、どうですか。

○委員長(清水章一委員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 一つには行政区の決算がありますしね、それと公民館会計がございます。私もいろいろずっと会計をしておりますので、まあ地元のスタイルもあるし違うところもある、その辺もありますので今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。基本的に予算というものを組めばどうしても決算という、二本立ての会計で成り立っておりますので、一本でいい、どうのこうのというのはちょっとお答えするのは難しいのかなと思っておりますので、教育委員会とも話し合いをして検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員(佐伯 修委員) 今先ほどのご説明では市内9カ所の使用料限度額がここに書かれていますが、それ以外の公民館というか、施設はどのようになっているんですかね。自由にといい、その辺のところがわかれば報告いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 今回の条例につきましては、共同利用施設に関する条例だけですので、共同利用施設が9カ所しかございませんので9カ所を調査いたしております。ほかの地区公民館につきましては、その公民館で、自治会で決められた料金表を使っているだけで、それは何ら法的に制約があるものではございません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午後1時21分〉

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」

○委員長（清水章一委員） 日程第14、議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、関連する歳入や債務負担行為補正がある場合は、執行部におかれましてはあわせてご説明いただきますようお願いいたします。

それでは補正予算書10、11ページをお開きください。

2款1項2目文書費、7目財産管理費、10目人事管理費について、それぞれ説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大薮勝一） 文書管理関係費の82万7,000円、それからその他の諸費125万2,000円につきましては同じ総務課の部分でございますので、あわせて説明をさせていただきます。

この2件につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業としまして、事務補助のために

それぞれ1名の臨時職員をお願いするための補正でございます。

なお、これに伴います歳入でございますが、前のページをごらんいただきたいと思っております。15款の県支出金、2項県補助金、3目労働費県補助金、1節の労働費補助金ですね、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の623万4,000円のうち、先ほどの私どもの課の分あわせまして207万9,000円全額が補助金ということになっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（辻 友治） 管財課分を説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費、390細目庁舎維持管理費82万7,000円のうち、4節の共済費10万7,000円、7節の賃金72万円の補正につきまして説明させていただきます。

先ほど述べましたように緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として、事務補助のため1名の臨時職員をお願いするための補正でございます。

また、歳入でございますが、9ページをお開きください。先ほどの説明と同じように、15款県支出金、2項県補助金、3目労働費県補助金623万4,000円のうち、82万7,000円全額が補助金でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、2款2項1目企画総務費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 総合計画審議会の委員の費用弁償と報酬でございます。当初14名の10回で予算を組んでおりましたけれども、審議委員さんをお願いするに当たりまして、ある特定分野の委員さんが弱いということもわかりましたので1人追加をして15名。それと当初10回で組んでおりましたけれども、パブリックコメントの数が非常に多いという現状と近隣の春日市が基本構想だけで4回開いたというふうな情報もありますので、5回増をいたしております。そういうことで、45万8,000円トータルで増やさせていただいております。

ちなみに、その収入につきましては、9ページのまほろばの里づくり事業基金から全額繰り入れをしております。なお、まほろばの里づくり事業基金、この金額を、45万8,000円をここに充てましたことによりまして、残額ですが約5,890万円の基金残というふうな形になります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（武藤哲志委員「委員長、ちょっと戻っていいですか」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） はい。

○委員（武藤哲志委員） 2款1項2目、7目、10目の関係で、2目と7目については同額でわかったんですが、10目について、はっきり言って2目と7目は月7万2,000円の10カ月というふうに



見ていいのか。それと今度は10目についての事務補助員については109万2,000円なんですが、この単価の差があるのかどうか。この辺1人とみて月数の関係があるんだけど、この2目、7目、10目の、全額県支出金なんですが、単価がどういう風な形になってるのがちょっと説明がなかったのですね、ちょっと説明してください。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 賃金の関係でございますが、単価としましては6,000円ということでも変わりません。それで、金額の違いとしましては採用の日数の関係でございます、例えば文書費の関係の部分では6,000円の120日ということで、あと10目の人事の関係の部分につきましては同じ6,000円ですが182日分ということで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 総合計画審議会の中で15名ということですが、まず市民公募が何名いらっしゃるのかということと、男女の比率を教えてください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 市民公募につきましては7人でございます。応募は三十数名ありましたけれども、各校区に1人という割合の中で7名を採用しております。それと、全体15名ですけれども女性は6名で40%になります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14、15ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費、3目消防施設費について説明を求めます。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、19節消防組合負担金306万1,000円でございますが、これは当初予算には未計上でございました子ども手当の太宰府市分の負担金でございます。対象となります職員は51名で、子どもさんの人数は91名となっております。

続きまして、3目消防施設費、消防施設整備関係費274万9,000円、それから消防施設維持管理関係費3万8,000円でございますが、これは消防団本部の詰所をですね、西鉄五条駅前広場自転車駐車場、駐輪場でございますが、この中に設置することに伴う補正予算でございます。整備工事費は198万円と、それから施設の一般備品購入費で76万9,000円を計上しております。内容でございますが、1階の既存の施設、詰所でございますが、18㎡と、2階の一部を会議室、これは新設でございます、約28㎡の計46㎡を整備するものでございます。また、詰所整備に伴いまして、会議用の椅子、テーブルやホワイトボード等の一般備品を購入するものでございます。また、役務費として電話料を3万8,000円計上するものです。この詰所整備に伴いまして、消防団本部機

能を強化を図りますとともに、以前から懸案でございました五条自転車駐輪場が大変表からは目に付かないということで防犯上の問題もご指摘されておりましたので、今回の整備によりまして一定の抑止効果も期待できるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、子ども手当51人で91名というふうにあったんですが、これは筑紫野と太宰府と消防組合が構成されておまして、その部分で按分的なものもあると思うんですが、人口比とか均等割とかそういう部分があるんですが、この出した子ども手当の51人の職員で91名というのはどういう方式で出してきたのか。太宰府の在職職員もおれば福岡の職員もある、筑紫野もおると思うんですが、この採用された組合の出してきた306万1,000円についてを一点説明いただきたいのと、それから二点目にですね、あれだけの資金を入れて駐輪場をやった、利用者はなかった、そうすると消防団本部を設置するとなってくると、当然春や冬ですね、時の消防車を一時待機させる場所、一度ちょっと見に行ってみたいと思うんですが、当然消防団が行政区を回ってます、そして防災週間なんかやってますが、当然消防団本部詰所となってくると消防車が一時的でもね、今タクシー置場のところに置くのか、どこに消防団、防災週間なんかには待機させるのかどうか。事務的なものだけでやるのか、この辺のちょっと疑問点があるんだけど、今私の構想の中で消防団の車が3台か4台、消防車が来たときに置き場所があるのかなと、こういうちょっと不安があるんですけどね。タクシー置場をちょっとのかして置くようになるのか、今の入口のところに入るのか、当然バスも来てますし。それから、今あそこ道路を買い上げてね、一時的にあそこを通過させればいいんですがなかなか警察が許可しないから、ある一定バックで入れて直ちに出るように市が買い上げた道路をですね、一時的な消防車を置くようにして緊急時前方から出していくようにするのか。いろいろあると思うんですが、どんなふうに対応を考えられているんですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 基本的にはですね、消防自動車の乗り入れは考えておりませんし、物理的に消防車は乗り入れができません。ただ、駐輪場の一部にですね、通常の自家用車5台程度乗り入れができますんで、消防団の幹部会議等については個人車をそこに乗り付けて会議等を開いていただくと。で、通常、消防車輛については市役所等に配置をするということで考えております。

それから、消防の分担金の関係でございましてけれども、筑紫野市の負担割合が412万2,000円で、太宰府が306万1,000円ということになっております。で、均等割分につきましては、総計の718万3,000円の2割がそれぞれ筑紫野市と太宰府市で1割ずつの負担になっておまして。あと残りは人口割ということになっております。それから、子どもさんの数につきましては消防本部のほうで私どものほうで確認した回答が91名ということで返事をいただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款1項教育総務費から、次のページの3項中学校費まで説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 今回の補正につきましては水城西小学校、太宰府小学校及び太宰府中学校の3校に通級指導教室を設置運営するための費用を計上させていただいております。通級指導教室とは、小中学校の通常の学級に在籍しています言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの比較的軽度の障害がある児童・生徒に対しまして、各教科等の指導は主として通常の学級で行いながら、個々の障害の状態に応じた自立活動などの特別な指導を通級指導教室で行うものです。例えば、「さかな」を「たかな」とか「あかな」とか言ったり、「おかあさん」を「おたあたん」と言ったり、習慣的に特定の語音が他の音に置き換わったり、省略されたりゆがんだりする構音障害を持つ児童・生徒が、その障害程度にあわせて保護者と相談しながら無理がないように決めますけど、週に1回から2回程度、1回につき90分程度、個別あるいは小グループで発音が正しいか誤っているかを聞き分ける練習をしたり、口の周辺運動、口の体操など正しい音の構音方法を習得させ、日常生活の中で使いこなすことができるようにする、などの指導を受けるものです。また、設置校以外の他校からの通級につきましては、太宰府東小学校、太宰府南小学校については太宰府小学校へ、水城小学校、国分小学校、大宰府西小学校については水城西小学校へ、大宰府東中学校、学業院中学校、大宰府西中学校につきましては大宰府中学校へ保護者の送迎による通級となります。

補正予算書の14、15ページをごらんください。

10款1項2目事務局費の細目71学校教育課庶務関係費、7節賃金、通級指導員491万8,000円でございますが、3校にそれぞれ1名の通級指導員を配置いたします。7月から3月までの9カ月分、かける3名分の賃金でございます。

次に16、17ページをごらんください。

10款2項1目、細目70小学校管理運営費、12節役務費、電話料15万3,000円でございますが、水城西小学校、大宰府小学校2校分の電話料金を計上させていただいております。

次に10款2項2目特別支援教育費の細目70特別支援学級運営費、11節需用費、消耗品費6万円でございますが、水城西小学校、大宰府小学校2校分の用紙、画用紙、ファイルなどの事務用品等の消耗品として、1校当たり3万円の2校分を計上させていただいております。

次に10款3項1目学校管理費、細目70中学校管理運営費、12節役務費、電話料6万6,000円でございますが、太宰府中学校分の電話料金を計上させていただいております。

次に10款3項2目特別支援教育費、細目70特別支援学級運営費53万円の11節需用費、消耗品費3万円でございますが、太宰府中学校分の用紙、画用紙、ファイルなどの事務用品の消耗品費を

計上させていただいております。18節備品購入費、施設一般備品50万円でございますが、キャビネット、パネルスクリーンなど備品の購入費を補正計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 2目の通級指導員なんですけども、まず現在対象になる、特に言語障害がある、この通級に行かなくちゃいけない対象児童・生徒がいらっしゃるのか。総計でけっこうです、何名ぐらいいらっしゃるのかということと、あとこの指導員の資格ですね、資格はいついどの資格を持った方を雇われる予定なのか、二点についてお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 入級者の人数でございますが、6月1日現在で太宰府小学校は7人でございます。学習障害5人、言語障害1人、情緒障害1人となっております。水城西小学校につきましては14人、学習障害が5人、言語障害2人、難聴1人、ADHD注意欠陥多動性障害が2人、自閉症2人、情緒障害2人の14人となっております。太宰府中学校につきましては11人、学習障害LDが7人、情緒障害2人、言語障害2人の11名でございます。

嘱託指導員の資格につきましては、一応教員免許を持ってある方、それと通級指導教室の経験者を今探しております。あと1人につきましては言語聴覚士の方を採用する予定にいたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 作業療養士とか言語療養士とか、理学療養士とかそういう有資格者を3名で、来てくれるかどうかという、教員部分もあるんですけど。今言われた太宰府小学校が7名、水城西小が14、太宰府中が11と、今課長が言ったようにいろんな児童・生徒の中にいろんなさまざまな部分があるんですね。まあ教諭の免許も必要だろうし、言語障害もあるだろうし精神障害、だから専門職を3人も一つの学校、ところが7つの小学校あるんだけどほかの小学校には配置しなくていいのかどうか。対象児童がないのかどうか。この辺があるんですけど。当然私も教育委員会と学校訪問して、どの学校にも特殊学級のなものもあるし。それから、あそこ何ていうんですかね、前の保健センターの跡・・・

（「つばさ学級」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） つばさ学級かな、あそこにもやっぱり情緒不安定の部分もあるんだけど、この3校だけでいいのかどうか、その辺。それから有資格者って、先ほど渡邊委員から質問があったんですが、言語療養士なんていうのは大変な資格が必要だというふうになりますが、今のところ3校だけでいいのかというのがありまして、もう少しわかりやすく説明いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 通級指導教室につきましては、先ほど説明しましたように水城西小学校におきましては国分小学校、太宰府西小学校、それと水城西小学校の児童が通級するようになります。それと、太宰府小学校におきましては太宰府東小学校と太宰府南小学校の児童が通級するようになります。中学校については太宰府中学校1校ということしております。それで、通級、名前のとおり通級ですので、各学校から保護者による通級によって通ってきていただいております。

それと資格につきましては、一応教員免許と言語聴覚士の資格を持っている方ということしておりますが、言語聴覚士が19万2,800円で、嘱託職員のランクでもちょっと上のほうでもらってます。近隣の市町村におきましては大体20万円程度払っておられます。それで、うちのほうは若干低いんですけど1人来てもらうようには、言語聴覚士の協会の会長さんとか電話しまして紹介していただいでですね、それで1人来ていただくようにはしております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 先ほど説明していただきました電話料とか消耗品が、3月に平成22年度可決したばかりなのに、何か特別な理由があるんですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 学校の先生、通級の先生の指導、配置の決定が3月の中旬以降になります。それで、つくかどうかもちっとわからない状況でしたので。はい、そういった状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今課長から説明でわかったんだけど、ほかの、現在のところ太宰府南、東、それから水城、それから国分、こういうところからも太宰府小学校や水城西小学校、こういうところに親が連れてくるということになるんですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 保護者と児童・生徒一緒に、保護者が連れてくるようになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうするとね、まあ成果が上がって、学校に当然行ってますから、今この3校以外の。だから時間の中で、早く言えばそのところに親が連れて行かなきゃいけないと。そうすると、なかなか親が連れていけない場合なんかあったり、まあ働いている場合もあるんですが、その場合はどういうふうになるのか。せっかく制度をつくったもののね、児童・生徒がここに行けない場合の対策は何らか考えているかどうか。素晴らしい制度ですけど、やはり親が連れていかれない、子どものそういうもので話せるようにとか情緒不安定とかそういう教育上の配慮を教育委員会がやろうとしているんだけど、親が連れて行かなければならない状況ができない場合、せっかくの制度がね、やっぱり生かされないというような問題がありますが、その対

策はどうするかですよ。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 一応通級指導教室につきましては、保護者、児童・生徒体験入級をしていただきまして、教室がどういったものかというのを体験していただいております。それで、前提として保護者の送り迎えがいますということで最初から話しております。近隣の野城市におきましては平成8年からこの通級指導教室が始まっております。その送迎につきましては課題として残っております。そういった状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうするとね、ある一定配慮するというか、この学校から行きたい時に、当然お母さんたちの一つのグループがあると思うんですよ。そのグループで、うちの子どもも今日一緒に連れて行っていただけないかと、そういうお互い学校長と父母と教育委員会がお互いに連携をしあっていくというか、助け合う方法も内部で少し検討する必要があるんじゃないかと思うんですよ。全部その児童と親が一緒じゃないとだめじゃなくて、この学校から通級に行くという場合に車とかバスとかいろいろ方法はあると思うんですけど、ある一定少し緩やかな方法が取れるかどうか。せっかく制度をつくったもののね、親は病気になったとかいろんな状況が出てきますから、その辺緩やかな方法は内部で学校長と教育委員会と協議もしていただきたいなと。その辺教育部長どうですか。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 通級の制度につきましてはですね、現在特別支援学級というのがそれぞれの学校にございます。そこには入らない、通常普通学級に生活というか授業を受けて、特別にこの子だけはいった視点でとか、そういう目的を持って指導したほうがよかろうというような制度でございますので、私ども県から今年度認められて初めてですが、市内に3校認められたわけですね、今までご説明していますように。小学校に2校と中学校に1校、3校認められて、それぞれの、申していますように、学校からその学校に行くわけ、太宰府小学校に行くわけでございますけども、太宰府東と南の生徒はですね。それで、一人保護者の付き添いでカリキュラムを太宰府小学校のほうで組んで、一週間に1回か2回、その子に対して90分授業をすると、マンツーマン的に。ということで、入れ替わり立ち替わり、東小学校の子どもが来るかと思ったら、次の時間には今度は南小学校の子どもが通ってくると。で、一週間に1回もしくは2回ぐらいは保護者が連れて行って、連れて帰るというような制度になっております。で、元々この制度というのは3月末に県のほうで認可されまして認めていただいて、教職員がその3校にはプラスで指導に当たるように配置をされております。その先生プラス県の先生プラス、先ほど申していますような嘱託職員が1名ずつ配置をされたというようなことでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款4項4目図書館費、7目文化財保護・活用費について説明を求めま

す。

市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 4目図書館費の図書館管理運営費、長寿社会づくりソフト事業費交付金200万円についてご説明いたします。

この200万円につきましては、栃木県から発行されますレインボーくじの収益金を財源としまして、財団法人地域社会振興財団が毎年実施しております長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業に市民図書館を通じ申請しましたところ、3月25日付けで申請の採択の内示を受けましたので新年度予算計上に間に合いませんでしたので、補正予算計上を行うものです。

この交付金につきましては、太宰府市レクリエーション協会が事務局となっております太宰府市地域協働づくり事業実行委員会に交付いたしまして、市民図書館と共催で国民読書年に合わせた図書館まつり等の計画を、事業の実施を計画しております。過去10回ほどこの交付金事業は実施されております。

続きまして、歳入予算のご説明もあわせてさせていただきます。

歳入予算書8ページと9ページをごらんいただきたいと思います。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、教育費雑入として200万円を補正予算計上しております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 7目文化財保護・活用費の説明をいたします。

333細目文化財整備・活用関係費で、13節で委託料、大宰府展示館指定管理料につきましては、先ほど議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」で審議いただきました条例の一部改正に伴う補正でございます。

大宰府展示館の入館料は指定管理者である古都大宰府保存協会の収入で、その収入は企画展などに充てられております。今回入館料を無料にすることに伴い、企画展の質を落とさないように指定管理料を増額するものでございます。金額につきましては、今現在年間80万円ぐらいの入館料収入がございます。今回入館料無料化は7月施行でございますので、12カ月分の9カ月で計算いたしますと60万円となっております。

続きまして、債務負担行為補正の説明をいたします。ページは5ページをごらんください。

2段目になります大宰府展示館指定管理料、平成23年度80万円につきましては、大宰府展示館の指定管理の契約が平成22年、平成23年の2年契約でございますので、平成23年度指定管理料として80万円を計上させていただいております。

続きまして、補正予算書18ページと19ページをお開きください。333細目庶務関係費の補正につきましては、今年度太宰府市が筑紫地区社会教育振興協議会の文化財部会の事務局になっております。この事業費といたしまして、8節報償費は研修会の講師謝礼料1万円、11節需用費は毎年写真パネル展などを開いておりますので、その消耗品として8万円を計上いたしております。

続きまして、336細目の地域伝統文化総合活性化事業関係費のご説明をいたします。この事業

は、本年度新たに文化庁からの委託事業でございます。太宰府市では文化財によるまちづくりをキーワードに、平成20年度から3カ年間で文化庁から委託を受け、文化財総合的把握モデル事業で太宰府市民遺産活用推進計画を策定中でございます。ここで策定された太宰府市民遺産活用推進計画を実働するために、今回の地域伝統文化総合活性化事業で施行をしていく考えでございます。1節の報酬につきましては、市民遺産会議の委員報酬費の11万円でございますが、市委員報酬規定により5,500円掛ける委員20名分の報酬でございます。次に4節の共済費、労災保険料の2,000円につきましては、発掘調査整理員の保険料でございます。次に7節賃金、発掘調査整理員64万8,000円でございますが、会議資料の内容調製並びに作成補助や市民遺産会議の開催のための諸事務などとして一人当たり6,000円、延べ108人分を計上させていただいております。次に9節旅費、市民遺産会議委員費用弁償14万7,000円につきましては、委員24名のうち23名が一人当たり2,200円で5万6,000円でございます。残り1名の委員の方は遠方の方を予定しておりますものですから、実費旅費として9万6,000円、あわせて14万7,000円でございます。次に11節需用費、消耗品15万9,000円でございますが、会議作成資料のための資料ファイル、紙などの事務用品として15万9,000円を計上させていただいております。同じく印刷製本費につきましては、広報ポスター、チラシ、パンフレットなど市民遺産会議の広報印刷費でございます。25万5,000円を計上させていただいております。次に12節役務費、郵便料2,000円でございますが、市民遺産会議の委員への委員会案内通知などの郵便料でございます。次に13節委託料、市民遺産会議支援業務委託料といたしまして1,240万円でございますが、この委託先としまして古都大宰府保存協会に公開活動支援といたしまして800万円、ボランティア基金支援といたしまして160万円、あわせて960万円。太宰府市文化スポーツ振興財団、主はふれあい館になりますけども、文化遺産記録作成として240万円、文化遺産体験学習といたしまして40万円、計280万円。合計の1,240万円でございます。次に14節の使用料及び賃借料についてですけども、市民遺産会議を行う場合の会場の借上料として7,000円でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

補正予算書8ページと9ページをごらんください。

14款国庫支出金、3項委託金、3目教育費委託金、1節の文化財保存活用委託金といたしまして、地域伝統文化総合活性化事業委託金といたしまして1,351万2,000円でございます。この委託金でありまして、歳出との差につきましては、歳出のほうで説明いたしました共済費とか需用費、役務費、使用料及び賃借料などの品目によりまして委託対象外になっておりますものですから、支出1,400万円に対しまして、委託金の金額は1,351万2,000円になっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ここで、午後2時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後2時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後2時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4目図書館費、7目文化財保護・活用費について説明がありました。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません、この事業全体をもう一回ちょっとわかりやすく説明していただきたいんですけど、これは結局市民遺産を市民の皆さんで決めましょうという、簡単に言えばそういうことかなというふうに私は理解しているんですね。それがまず正しいかどうかということが一点とですね、それからもう一点目が、さっき市民遺産会議の委員さんの数、20名で5,500円というふうに計算されてお金を出されたんですが、その後の費用弁償では24名だったり25名だったりしたんですね。で、何でこれ数字が違うのかなというのが二点目。もう一つが委託料なんですけども、もしさっき言ったような事業目的で、市民遺産を市民の皆さんと一緒に決めましょうというようなものであるとすれば、古都大宰府保存協会の800万円とか、ボランティア何とか、ちょっと聞こえなかったんですけどそこに160万円とか、実際のこの委託先の業務内容というのはどういうものになるんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 今回の事業につきましては、今委員さんが言われるように市民の手で伝える市民遺産を実行するための費用でございます。

委員の数の20名と25名につきましては、実際は25名を予定しております。ただ、公務員とかそういう方がおられまして、委員会は仕事に行きますんで、その方たちの費用は省いたところで計算をいたしております。

事業の詳しい内容につきましては、まず一点目が文化財遺産の調査のボランティア活動の安定化を図る考えを持っております。要するにボランティア活動の支援事業をいたしたいと思っております。続きまして、文化財の遺産情報は、市民の多様な感性で収集をいたしております。今現在発注しておりますモデル事業で収集されております。ただ、一方では、専門の立場でですね、行政区ごとに詳細な記録収集を行うことを今回考えております。続きましては、文化財に関する情報はデータベース化しておりますけど、一般に公開するためにインターネット上での文化財遺産の情報を公開するのを具体化、公開の具体化に取り組みたいというふうに思っております。それから次の事業といたしましては、伝統文化を次の代に伝えるための、各個人なり地域にあります過去の記憶とか行為なんかを発掘いたしまして、またこれを多くの市民に伝えるための活動をしたいというふうなところが主な事業の概要になります。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） ちょっともう一回整理させてもらいたいんですけど、一点目、二点目はわかりました。四点目の委託料で、古都大宰府保存協会が例えば行政区ごとの様々な遺産、市民遺産ですね、そういった遺産をデータを収集をしていただくと。だからそのための委託料、まあそのためだけじゃないでしょうけども、そういった活動のために委託料を800万円出すというふう

に理解してていいんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 古都大宰府保存協会に今回頼みますのはですね、今情報をボランティアの方たちに集めてもらっております。これを多くの市民にまた伝えていきたいというふうに思っておりますので、インターネット上とかで公開を考えております。その仕組みを古都大宰府保存協会のほうに頼みまして、それを具体化する方策を取り組んでもらいたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員、いいですか。

（渡邊美穂委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今説明受けているんですけど、なかなかこう、絵が描けないというのか、何かよくわからないんですが、古都大宰府保存協会、それから文化振興財団ですかこれ・・・文化振興財団、それから体験何とかと聞こえたような気がするんですが、要するに太宰府の地域伝統文化というのは、結局一番思い出すのは発掘、歴史のものと、それから例えば地域で伝統的なお祭りとか、その昔からあるのとか、そういうものも含んで、そして一つに統括するんじゃなくて個々にするんですか。ちょっとごめんなさい、わかりません。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 今太宰府市で考えています市民遺産ということについて、説明いたします。

太宰府市には文化遺産というのが多々あると思います。ただ、文化遺産だけじゃなくて、その文化遺産にまつわることで、人の活動というのものがなされております。そういうのを取りまとめまして、市民遺産というふうに私どもは考えております。そういうふうな活動を、今いろんな活動がなされているのを、モデル事業といたしまして古都大宰府保存協会のほうに頼みまして、ボランティアの方たちが各地域を回りまして、情報の収集を今されておる状況です。今そのデータが多々集まってきております。そのデータを今回の事業におきましてまた広く市民の方に公開をして理解を求めるために、インターネットなり広報活動をする方法の検討を委託する考えでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっとなかなかこう、説明いただいているんだけど、委託をする場合は、やっぱり委託をした先の成果をやはり市としてはびしっとつかまなきゃいけないんですね。だから、先ほど言いましたように古都大宰府保存協会960万円、文化振興財団に280万円出しますと説明を受けた。それで、私ども見ておりまして、区を挙げて通古賀全体に対する文化遺産という通古賀誌というのを発行してきたんですね。いろんな、通古賀にはいろんな経験があつて、前に教育委員の陶山鉄也さんがおられたり、そういう歴史に詳しい前の区長さんの和田学さんとかね、そういういろんな方があつて、この通古賀には今度の市の広報、隣組の広報見ていただいた

らわかるように、長者の森があるとか田中の森があるとか、ツルの碑があるとかいろいろあるんですが。

とりあえず市民遺産会議支援業務委託料というかたちで、本来この委託を・・・まず一点目は、県から1,351万2,000円は単年度だと思うんですよ、毎年こんなお金がくるはずありませんから単年度と私は思っていますが、これはしかもあと10カ月でまとめるものなのか、それとも来年までこのお金は繰り越していいものか。一遍出してしまえば、その報告書があがってくるまでには時間がどのくらいかかってもいいのかどうか。予算上の関係であと10カ月しかありませんから。だから、県が出したお金で、この団体をお願いをしたものを行政側としてはどう集約をし、インターネットで公開するとか、太宰府市民遺産がこうあるというのを私ども予算を認めるかわりには、その結果はやっぱり点検する義務があると思うんですね。だから、あなた方は県から補助金いただきました、太宰府の市内全域にある様々な市民遺産をまとめました、これはどういう形で、どの時点で市民にも公開したい、議会にも公開したいと、こういうふうになるのかどうか。そのためにボランティア団体にいろんな形で収集してもらおうとか、古都大宰府保存協会にある資料をまとめてもらおうとか、文化振興団体に対する今までの活動実績とかですね。

これは相対的に、先ほどから、金額的にぽっと見たときに1,240万円というか、少し市が、ほんのわずかでですけど逆に減らしてるんですよ、12万円ばかり。一般会計、県の補助金から見ると、12万円じゃない、それ以外にも減らしてるけど。会場費、そういう部分にほかに割り当てたり県の中にあるんですけど、大体今説明した内容で、議会とか市民にはまとめたものが報告できるんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 今回の事業につきましてはですね、国からの委託事業でありまして申請につきましては単年度、単年度になります。ただ、今のところ実施計画書というのを文化庁に出しているのは3年間の計画で出しております。3年間で市民遺産の立ち上げなりをやっていきたいというふうに考えている状況でございます。

それで、今のところこの予算につきましても、委託をお願いいたします古都大宰府保存協会とか財団のほうとも協議いたしまして、この内容でしたらできるというところまで協議を煮詰めて委託をいたしている状況です。

それと、今回の委託事業の内容につきましても、過去のモデル事業なりで古都大宰府保存協会と文化ふれあい館のほうにお願いしていた部分と関連する関係で、今回も再度委託をしたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 県と違ってたら国ですけどね、やっぱり国から補助金をもらった以上はこういう事業をしましたという報告義務が出てくると思うんですよ。だから、それなりの、3年計画で毎年こんなお金がくるとは限らないと思うんですが、3年以内にまとめるという形になるのか。私はもう、今年いっぱいの平成22年度予算じゃなくて、平成24年までの事業として受け止

めるということで今の説明では聞いたんですが、ある一定来年も補助金が少しあるんですか。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 大変申し訳ございません。今現在ですね、太宰府市文化財保存活用計画というのを今年度末までにつくりあげるようにしております。その中でボランティアの方もいろいろ活動していただいて、今動いてあります。それで、今やっている活用計画の次に、新たに平成22年度、今年度から3カ年事業として今補正のほうでご説明、お願いしていますような事業を新たに組み込む。その初年度の平成22年度が先ほどの1,400万円で、次年度からは一応1,700万円程度の計画書は文化庁のほうに今出しております。

初年度、平成22年度の1,400万円の内訳といたしまして、委託先が保存協会、それから文化スポーツ振興財団、それからわれわれ文化財課ということで1,400万円の使いみちがございます。そして、保存協会にお願いしている680万円の大きな中の内訳でございますが、これは先ほど申しましたようにデータベース化、今ボランティアの方がたくさん、今も地域を回っております。そういった方たちに今後に残すためのデータを今拾ってもらってますので、それを整理する費用として680万円。これはもう、もちろんそういったパソコンとかいろいろ事務費的なものもございますが、それを含めまして保存協会のほうに680万円。そういった分とか、あとそれを一年度そういうのを整備していくという事業費が1,400万円になっております。

（発言する者あり）

○教育部長（山田純裕） 一年次につきましては、ある程度の事業計画としましては会議の立ち上げぐらいまでをしていって、その中では先ほど申し上げました文化財課が160万円ほど内訳として持っておりますが、市民遺産の取組みの中核をなす景観市民遺産会議の事務局ということでの費用に充てたいというふうに思ってますし、そういう内訳的なもので初年度は1,400万円というような配分をしております。

そういった分で3年間の事業計画をもうすでに文化庁のほうに出しておりますので、それぐらいまでの金額はお願いできるんじゃないかなということで3年を見通した計画でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今まで何十億円とかけてきて、太宰府市の市史編さんをやってきたんですよ。当初まさか、昭和56年ぐらいから市史という問題が出てきて、つくりましょうって言ってあれだけの学者から文化人から、あれだけの資料を出してきてやってきたんですね。ずっとやってきた部分があるんですが、未だに市史編さんの部分を残しているんですね、整理がある関係で。せっかくこういう市民遺産会議支援委託料というのを、逆に市史編さんで今年度1,104万1,000円を計上しておるんですよ、だからここに組み替えてやれば、ここにはあらゆる資料があるわけですけどね、こちらに持ってくれば、この部分を一般会計に回せるはずなんですよ。だから、わざわざ古都大宰府保存協会やボランティアとか文化スポーツ振興財団じゃなくて、市史編さんの担当に未だに文書館構想とか市史資料事務員とか7,136万円とかね、いろんな公文書館構想研究調査。同じような内容を新たに、この市史編さん室がありながら新たにまたここにやるというの

はね、二重的な考え方があるかなという感じもするんですけど。そこは何のために市史編さん室が20年近くもずっとお金を使い続けているかという問題、そこは内部検討はできなかったんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 今私どもが考えておる市民遺産というのはですね、市史編さん室でしているのは文化遺産というふうに考えております、学術的にどうなのかというのを集積されていると思います。今回私どもが市民遺産というふうに考えておるのは、その文化財というのがあると思いますけども、それにまつわる人たちのやっぱり営みというのがあったというふうに考えております。現在もまたそれが続いているというようなところをですね、ボランティアの方たちを通してまた学習してもらい、調査してもらって、それでまた今後の新たなまちづくりの活動につなげていきたいという考え方を持っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 当然その補助金をもらうのはわかるけどね、あれだけ市史の中に古代、それからいろんな部分で現代まで含めて市史ができてきたわけでしょ。あれだけの資料を太宰府市の財産としてやっぱり整理しなきゃいかん。近代の部分まで含めて市史が完全にできあがってきたと。あれだけの持っているものをまた同じような形でやるという部分で、二重の、あそこに行って資料を出してもらえば全部、近代の関係出てきてますよね、地域の問題だとか。

だから、現代までの市史をつくって、しかも売れなくて2,000冊も残っているとかがいろんな問題も決算委員会の審査あったんだけどね、今度の補助金の中と何かよく似たような感じがするんだけど、もう少しある一定、古都大宰府保存協会に出すぐらいなら市史編さん室に委託をして、ここの補助金を少し減らすとかそういうものはできなかったんですか。大変な貴重な資料を持っている市史編さん室があるわけですからね。

言たって結論は出ないけど、ちょっと見直すとか何とかしたらどうですか。

○委員長（清水章一委員） いいですか。

（武藤哲志委員「いいです、もう。」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） さっき3カ年計画ということで、平成22年度が1,400万円、平成23年度が1,700万円ですかね。平成24年度がいくらですか。

（教育部長「1,780万円」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 平成23年が。

（教育部長「平成23年」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 平成24年は。

（教育部長「1,730万円です」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 平成22年度が1,400万円、平成23年度が1,780万円、それで1,730万円と。はい、わかりました。

ほかにございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 今いろいろ論議というか議論されてますけど、はっきり言ってね、この市民遺産というか、地域のいろんな行事はだんだんすたれてきてるんですよ。私は逆に、これは掘り起こさなきゃならんというか、だんだんもう高齢化が進んで、私もいろんな区、地域で行事があつてるもの、どんどんすたれてますもんね。

例えば一つ言えば、ほんげんぎょう。吉松あつたんですけど、そういう行事も、住宅、いろんな空き地がなくなったということでなくなってきてるし。あといろんな、地域で神社のおこもりみたいなものもありよつたしですね、田植え終わったら何か行事があつている。それぞれ季節に合つているのがほとんど・・・

（武藤哲志委員 退室 午後 2 時35分）

○委員（佐伯 修委員） 遺産会議というよりも、掘り起こさなきゃならんのが実情じゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方はどのように持っておられますか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上 均） 今現在モデル事業といたしまして、その掘り起こしをやっている状況です。

（武藤哲志委員 入室 午後 2 時36分）

○文化財課長（井上 均） ボランティアの方たちが小学校校区とか四王寺班とかいろいろな校区に担当分かれまして、各地区をまわつてあります。その各地区におきまして今データが挙つてきているのを見ますと、やっぱりおこもりとか、それとかそこのお宮の行事、おこもり、宮座、そういうふうなところのデータがずっと挙つてきております。そのほかには、そこにまつわる地域におられた人たちの情報とかが挙つてきております。

今掘り起こしたのを、今回私どもといたしましてはそれをまた広く市民に伝えて、またこれを守り伝えていく行事を市民の力で発見できるようにしていきたいという考えを持っております。それが一つの根拠になるのが市民遺産会議で、認定された事業につきましては市の何らかの援助とかできないだろうかというのを検討していく手段を、委託事業を受けて検討していきたいと思つております。

（佐伯 修委員「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あなたたちもこんな、貴重な資料を見ていただいたらわかるようにね、明治から昭和からずっといろんな、市史編さんに太宰府の歴史から様々な問題がこれに集約されているんですから。だから、これをもしやるとすれば、私はせっかくなら市史編さん室のほうに委託をしてね、まとめてもらうとかね。だから、また同じことをするという。この中見てみたら水城村からのいろんな部分から、太宰府市全体の旧の歴史から物事から、あらゆる内容が近代まで書かれていると。太宰府の市民遺産というならばもう少し内部検討したらどうか。私もこれ

を見て、太宰府の歴史とはこんなものが、水城村の時代にはあったんだとかね、太宰府町とか御笠とかいろいろ、北谷とかこういうのが全部あるんでよ、ここに。

だから、わざわざ3年も補助金をもらってまた同じことをするならば、もう少し内部検討をしてそれを市史編さん室の予算の中に入れ込めばね、この部分の3,000万円近くは別の金に使えるんじゃないかなと、私はそういうふうに思う。それは検討課題としてやっていただきたいということだけ言っておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款5項2目施設管理運営費について説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 10款5項2目施設管理運営費のうち、体育センター耐震診断委託料についてご説明を申し上げます。予算額といたしましては433万5,000円となっております。

市内の公共施設の耐震工事につきましては、学校などの主要な施設から順次行っておるところでございます。このたび内閣府における第三次地震防災緊急事業で、耐震工事に対して起債の優遇措置、交付税措置が3分の2ということでございますが、受けられるということでございましたので、二次避難所として位置付けております体育センター、それと南体育館の耐震化事業を申請していきましたところ4月中旬に同意を得ましたので、6月補正において耐震診断料を計上させていただきます。

なお、この耐震診断の結果において耐震工事が必要になった場合につきましては、工事費をあらためて12月補正で計上させていただく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳入のほうに入ります。

8ページ、9ページをお開きください。

18款1項1目基金繰入金、財政調整資金繰入金について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 財政調整資金の2,620万7,000円につきましては、今回補正の歳入歳出の一般財源ベースの不足分を基金で充当しておるものでございます。

ちなみに、平成21年度の決算ベースでいきますと、財調は13億3,100万円程度になっておりまして、2,600万円を差し引きますと最新の数字では約13億500万円の残というふうな形になります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、当委員会所管分の歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで説明、質疑を終わります。
討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。
議案第53号の当委員会所管分を採決します。
本案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。
〈原案可決 賛成6名 反対0名 午後2時41分〉

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15 請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」

○委員長(清水章一委員) 日程第15、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題といたします。

本請願は、先の3月定例会において継続審査となったものであります。  
それでは、請願第2号についてご意見はありませんか。  
武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 先日の本会議の後の議員協議会でですね、議長からぜひ全国市議会議長会の全会一致による要望書がありますので目を通していただきたいということで、議員控室にありました内容を事務局にコピーをいただいて皆さんのところに出しておりますが、請願第2号の資料としてですね。これは全会一致で全国市議会議長会で可決されて、中国部会で提出、提出説明は庄原市が出された内容ですね。で、これが大体請願と同じような内容なんです。今国会ではですね、郵政問題を最終的には可決して国会解散という状況になろうとしておりますが、ひょっとすると廃止されるかもわかりませんが、できれば全国市議会議長会で可決された内容的なもので委員会として検討できないかですね、文書上の請願は請願とありますが、郵政改革に関する要望については委員会でもちょっと検討いただきたいというふうにお願いします。

○委員長(清水章一委員) ご意見ありませんか。  
武藤委員からご意見が出ておりますけども、ほかにご意見はありませんか。  
門田委員。

○委員(門田直樹委員) この件に関しまして、国のほうの法案もまだまだ決定とまではいっておりませんので、もう少し事態の推移、また調査研究もいるのではないかと思います。もう一度継



続を提案します。

(渡邊美穂委員「委員長」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) 動議ですか、今の。

○委員長(清水章一委員) 継続ということ・・・

(渡邊美穂委員「動議」と呼ぶ)

(門田直樹委員「動議。継続審査の動議」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 継続審査の動議ということですか。

ただ今、門田委員から請願第2号を継続審査とされたい旨の動議が提出されました。

よって、請願第2号を継続審査とする動議を議題とし、採決をします。

(武藤哲志委員「その前に意見を述べることは難しいですか」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) どうですか、議会事務局書記。

○議会事務局書記(茂田和紀) どの部分に対しての意見ですか。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) この請願についてね、ずっと内容審査をしないままに、前回は請願の部分を議題としますと言ったらただちに継続動議、今回も全国市議会議長会の部分があるんだけど、どういうふうに審査をしていただくのか、修正をするのかとかもなしに、ただ継続動議となってくると時期を逸してしまうような状況があると思うんですが。

○委員長(清水章一委員) そうすると、今意見はありませんかということでこちらのほうとしてたずねたところ、意見があまりないようでしたので継続審議という形で今門田委員が出されたと思うんですが、武藤委員からもう少し審議してはどうかというご意見があるわけですけども、皆さんそれに対してご意見等はございますか。

渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) 質疑じゃないんですけど、意見なんですけど。

○委員長(清水章一委員) いいですよ。

○委員(渡邊美穂委員) 前回はやっぱり、おっしゃったように継続というふうに動議を出されて私も反対したんですけど、その後委員会として、あるいは協議会として実際に審議をした経過はないわけですよ。ですから、本当に継続動議を出されるんだったらやはり、まあ委員会開くと費用弁償の問題とか出てきますが、少なくとも委員会として何らかの継続の審議をしたんだという、それこそ忌憚のない意見をお互いに出し合って、どういう審議をしたのかという前回から今回の過程が見えないから、今回また継続しても結果的にまた何もせずに次に持ちこしてしまうというようなことになるんだったら、継続する意味はないと思うんですよ。

国の動向がはっきり見えるまでっておっしゃったけど、国の動向が見える以前に出さなきゃいけない請願もあると思うんですよ。で、おそらく請願者としては国の動向が決まる前に地方からいろんな請願を出して、それが国の動向に影響を与えて欲しいという願いで、先に請願を出し

て欲しいという当然希望をもってある内容ですから。私はですね、ずっと前回3月から待ってたんですけど、いつ審査するんだろうと、継続審査いつやるんだろうという。でも、その審査がされていない状況の中で、また継続をするというのはあまり意味がないんじゃないかと思いません。

○委員長（清水章一委員） ほかにご意見ございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 調査研究は個人個人でもやっていますよね。国の動向というのは大事なことで、そもそもあれだけのすったもんだの決定というかな、そういう改革に逆行する内容ですよ。だから、それに対してやっぱり慎重というのは当然だと思う。

委員長、それよりも私としてはもう動議を提案しましたので、それをどうするかをお願いします。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） いや、その気持ちはよくわかるんです。個人で調べてたらですね、例えばその時に、もう一回提案された時お互いに、自分はこういう内容を調べてきたと、自分は個人でこういう調査をしてきたと、だからこういう結果になりつつあるとか、いやもう少し、こういう調査をしてきたけれどももうちょっと時間が欲しいとか、そういう具体的な、当然今まで3カ月間時間があつたわけですから、そういった議論があつた上での継続動議だったら私はまだ納得するんですが、じゃあどういう調査研究をしてきたのか、なぜまたさらに時間が必要なのか。

さっき言ったみたいに、これはそれこそ国がすったもんだした問題ではあるんですが、前回この委員の中でも、今回出てきた請願と同じ内容の請願に紹介議員として署名されている方もいらっしゃるわけじゃないですか。それで何で前回は署名された方々が、今回は賛成にできないのか。当然それは立場として理由をはっきりしなきゃいけない。前回は賛成している、今回はあくまでやっぱり継続に賛成するという、その立場をきちんと明らかにした上での継続審議であるべきじゃないかなと思います。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（渡邊美穂委員） ですから、納得するかしらないかは、今からその動議に対してあなたが表決すればいいんじゃないの。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私としてはね、私どもの選んだ議長、それから全国市議会議長会で同じ内容が議決されて国に上げられたんですよ。この請願の内容の四項目見ていただいたら、これと同じなんですよね。

だから、全国市議会議長会、太宰府の議長も賛成して帰ってきた内容で、できれば国に、今審議をしている最中ですが、国がどういう考え方持っているかわかりませんが、直接太宰府にかかわる問題じゃないんで、できれば審議をしていただくとか、どういう状況がいいとかですね。やっぱりこの請願は認められないとかという審議なしにぽつと初めから継続ということは、この請

願はもう認められないというような受け止め方もできるんですが、できればもう少し審議もしていただきたい。

それじゃあ、閉会中にこれだけの集中審議をやっていただくのかどうか。それもわからないままに、前回の議会があつてその間請願に対する審議をやってないんですよ。

だから、私が言っているのは全国市議会議長会で上げた同じ内容でもいいですから、ぜひ委員会で審議をしていただけませんかと言っているわけですけど、継続という動議が最優先するというのであればね。

○委員長（清水章一委員） 一応、動議という形で出ている部分で、即座に採決をする部分だろうと思いますが、皆さん方のいろんなご意見等も出ておりますので、どうするのか。

継続審査をしながら、さらに今言ったような審査をするのか、ここで採決をするのかという話になるのか。それと、今武藤委員がおっしゃっているように、この郵政改革に関する要望ということで議長会に出されたこの同じ文案で、中身は全く同じじゃないと私は思っているんですが、この議長会で出した部分でいいのかね、その辺のところも人によって考え方は違うと思うんですけど。

これは取り扱いはどうなるの。やっぱりこれやろ、請願は請願でせないかんやろ。修正動議になると。

（議会事務局書記「まず請願を採択するかしないかを決して、採択されたらこの内容に・・・」）

○委員長（清水章一委員） この話になるわけね、そういう話になるわけですね。

だから、今言う話に・・・

（渡邊美穂委員 挙手）

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員、どうぞ。

○委員（渡邊美穂委員） たぶんそれは、書記がおっしゃるようにまずは請願を採択するかしないかで継続という動議が出そうなんですけど、例えばそれが、さっき武藤委員が言われたみたいに国に出す内容が例えば全国市議会議長会の内容でも構わないと、これと全く同じ文章で出してもいいんだという例えば請願者の前提があるとすればですね、皆さんの請願自体を採択するかしないかという判断ももしかしたら、委員長おっしゃるように、実際に出してこられた内容と、この全国市議会議長会で採択した内容は・・・

（門田直樹委員「委員長、今言っていることは、請願を継続の、私が提案したことに対して討論とかで言う内容でしょ。ですから、否決でもどっちでもいいから、私の継続の分ですね、そっちを先に採決をお願いします。」

○委員長（清水章一委員） はい、わかりました。

動議ということでご主張されていますので、採決をいたします。

ただいま門田委員から請願第2号を継続審査とされたい旨の動議が提出されました。

よって、請願第2号を継続審査とする動議を議題とし、採決をいたします。

請願第2号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(清水章一委員) 多数挙手と認め、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成4名 反対2名 午後2時54分〉

~~~~~○~~~~~

○委員長(清水章一委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上をもって、総務文教常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

閉 会 午後2時55分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 22 年 8 月 26 日

総務文教常任委員会 委員長 清 水 章 一